



# 平成 30 年度 第5回定期社員総会



日時：平成30年5月13日（日）13:30～  
場所：東京都千代田区 如水会館

一般社団法人 全麺協

# 平成 29 年度 事業報告

以下、会議の事業報告をいたします。

## I 会議関係

### ○ 第 4 回定時社員総会

平成 29 年 5 月 14 日（日） 如水会館 （東京都千代田区）

### ○ 理事会

第 1 回 平成 29 年 5 月 14 日（日） 如水会館 （東京都千代田区）

- ① 第 4 回定時社員総会について
- ② 本部支部連絡会議について
- ③ 役員傷害保険について
- ④ 段位認定制度審議会について
- ⑤ モンゴル視察訪問について
- ⑥ その他

第 2 回 平成 29 年 7 月 14 日（金） 麺業会館 （東京都千代田区）

- ① 四段位・五段位の認定講習会開催について
- ② 四段位・五段位認定会の実施について
- ③ 地方審査員任用講習会について
- ④ 段位認定制度審議会について
- ⑤ 専門チーム員の増強について
- ⑥ 日本そば博覧会開催要項について
- ⑦ 段位認定制度審議会答申結果について
- ⑧ 段位認定会審査員制度の改革について
- ⑨ 地方審査員の任用について
- ⑩ その他

第 3 回 平成 29 年 11 月 16 日（木） 麺業会館 （東京都千代田区）

- ① 会報内容説明
- ② モンゴル視察報告
- ③ 理事長からの平成 30 年度運営骨格について
- ④ そば大学講座について
- ⑤ 会員拡大目標について

- ⑥ 来年度事業と予算について
- ⑦ そば打ちイベントに関する安全衛生管理ガイドラインについて
- ⑧ 全国審査員の任用について
- ⑨ 指定指導員の推举について
- ⑩ その他

第4回 平成30年3月15日(木) 麺業会館 (東京都千代田区)

- ① タスマニア視察報告
- ② 平成29年度事業報告
- ③ 平成29年度決算見込みについて
- ④ 組織改革について
- ⑤ 次年度役員候補者について
- ⑥ 平成30年度運営基本方針・重点方策について
- ⑦ 平成30年度事業計画について
- ⑧ 素人そば打ち「六段位」「七段位」「八段位」認定制度運用要綱の制定について
- ⑨ 素人そば打ち上位段選考委員会設置及び運用に関する規則の制定について
- ⑩ 特任審査員の委嘱について
- ⑪ その他

## II 総 括

### 《はじめに》

一般社団法人 全麺協は、平成 26 年 5 月に法人化し、4 年目に入りました。その結果、社会的認知度も高まり、組織の上では正会員構成員の 40%が全麺協個人会員・特別個人会員に加入していただきました。

しかし、広く日本の現状を見ると少子、高齢化が速い速度で進行し、これに伴い人口減少も深刻な状態に突入しており、さらに地方においては限界集落や崩壊集落が各地に出現し、加えて社会一般には大衆迎合主義的意識が蔓延しております。

その結果、日本のよき伝統文化が軽視されてきており将来的には明るい展望が見えなくなってきております。

また、国際的にも北朝鮮など不気味な動きがあり一寸先が闇という状況であります。これらの情況に呼応するように全麺協においても、段位認定者の高齢化、地域的な偏在、若者の日本の伝統食文化「そば」に対する理解不足、段位別による階層格差、技能中心で競争激化している反面そば打ち技術の低下、個人会員・特別個人会員への加入への理解不足、そば道理念・憲章等日本のよき伝統文化の継承意識の欠如、国際化の波の中での対応不足等々の課題も山積しております。

平成 29 年度はこれらの課題についてその原因、要因を解明しながら、全麺協を将来に向けて持続可能な強固な組織とするために正会員の協力を得ながら以下に掲げる諸事業を積極的に展開してきました。

### 1 個人会員・特別個人会員の増強による財政基盤の確立と新基軸事業の積極的展開

全麺協は発足以来会員団体の会費と段位認定制度による認定料だけを収入源として運営してきましたが財政基盤は脆弱で不安定でした。このため、平成 28 年 4 月 1 日に新会員・会費制度を取り入れ正会員団体構成員から個人会員として、団体に所属していないものは特別個人会員として納入基準額を納付いていただくことにしました。

当初、どのくらいの個人が加入してくれるか心配しましたが、段位認定者の約 5,300 人が加入納付していただいたために財政基盤が大幅に安定いたしました。

### 2 地域振興から社会貢献へ

全麺協は、発足時そばによる地域おこし、地域振興を目指した事業を推進してきましたが、その精神は堅持しつつ最近はそれに加えて社会貢献を意識して以下の諸事業を進めました。

- (1) 各支部におけるそば大学の開催
- (2) 四国地方におけるそば打ち拠点の確保
- (3) 大学生に対するそばの魅力アピール
- (4) 子供そば打ち教室の支援増強
- (5) 第 5 回五段位認定会の開催
- (6) 各支部におけるそば打ち技術向上研修会の開催とその支援
- (7) 日本麺類業団体連合会、和食文化国民会議等そば団体との緊密な連携
- (8) モンゴル国におけるそば祭りへの参加による積極的な国際交流の推進
- (9) 六段位、七段位、八段位の創設準備
- (11)全国各地におけるそば祭り等を支援しての地域振興
- (12)来日外国人(インバウンド)に対するそば打ち実践指導教室の開講

### III 地域振興部

#### 【地域活性化部会】

##### 1 各地のイベント支援

全麺協の会員が大勢集まり、手伝い、各イベントを盛り上げ、会員相互の親睦、交流を深めました。

全麺協の理念の一つ「結いの心」相互扶助を実践し、各地の地域振興のお手伝いをしました。特に、全麺協九州地区そば出店そば打ち教室（うきは祭り）など新しい支援活動がありました。

##### 2 地域活性化事業（地域振興出前指導事業）

平成22年度から地域活性化事業として始めた事業ですが、地域振興のお手伝いとして継続して実施してきました。

平成28年度から、新たな事業の取り組みや立ち上がりのための活性化支援事業のため助成制度の拡充をしました。

##### 3 催事交流事業

地域活性化センターへの登録促進、公民館連携事業など推進しました。

##### 4 国際交流事業（そば打ち交流事業）

今年度は、モンゴルとのそば視察交流事業の中でウランバートルにて「初めての日本伝統手打ちそばまつり」開催協力して、10月7日は行政機関やそば産業関係者を招待し、10月8日は一般者を対象に実施して約1000食の蕎麦を提供しました。

また、30年2月20日から28日にかけて試験事業として南半球のオーストラリア タスマニア州のそば産地視察と現地でのそば打ち交流事業を行いました。

##### 5 災害支援事業（東日本大震災支援事業）

災害支援に関する事業として、各会員団体による被災者慰問そば祭り等での「支援金募金」を実施し、多くの協力を得ました。

支援活動助成のための要綱や方針に基づく、被災者慰問の支援活動助成金の申請は1件あり助成交付しました。

##### 6 そば打ちのイベントにおける安全衛生管理に関するガイドライン策定

近年、食のイベントが盛んに行われており、手打ちそばに関してもイベントが多く行われる様になりました。この様な状況を踏まえて全麺協は、常に安全衛生を意識し安全・安心な手打ちそばを提供することを目的として、そば打ちのイベントにおける安全衛生管理に関するガイドラインを策定しました。

このガイドラインは全麺協としての統一見解であり、イベント時に活用してください。

## IV 段位認定事業部

### 【段位認定部会】

#### 1. 素人そば打ち段位認定制度の充実強化

全麺協素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という)は、平成9年に全麺協の事業として導入されて以来21年目が経過し、この制度による段位認定者は1万4千人を超えるまでに増大発展した。このように「段位認定制度」は全麺協の基幹事業として社会的にも高い評価を得ているところである。日本の伝統食文化である「そば」は、幸い平成25年12月に「和食」がユネスコ無形文化遺産として登録されたことによって「そば」が再認識され、健康食として国際的にも高い関心が寄せられており、そばの普及拡大を図るには絶好の機会であると捉えて、その全麺協の中心的事業としての段位認定制度の完成度をより一層高めて質的充実を図るとともに、この制度を通じて地域活性化に寄与するため次に掲げる事業を積極的に推進した。

##### (1) 五段位認定者研修会の開催

段位認定制度は、前記のとおり平成9年に当法人に導入され21年が経過し、この間上位段認定者も年々増加している。特に、最高段位である五段位認定者は、平成19年9月に第一回認定会が開催されて以来、平成29年度に第五回認定会が開催されて五段位認定者は96名に達するまでになった。この五段位認定者は、そばに関する高度な知識を有するとともに、手打ちそばの技能も高いレベルであって、日本のそばの普及、継承の伝道師的立場にある。このようなことから五段位認定者が共通の認識のもとに事業を推進するために、次の通り始めての五段位認定者研修会を開催した。

開催日時 平成29年12月10日(日)

開催場所 東京都千代田区神田神保町2~4麺業会館2F会議

参加人員 56名

##### (2) 段位認定制度関係規定の整備改正

###### ・段位認定制度認定審査員規程の改正

地方審査員の任期3年から5年に延長、更新手数料を改正

###### ・段位認定制度審査基準規程等の改正

会費・会費制度の改正に伴い関係条文を改正した。

###### ・ZEN麺ライセンス規約の改正

ZEN麺ライセンス規約に定める単位取得表の得点を段位認定制度の審査項目に取り入れることになったことに伴い、同規約を改正し単位取得得点参加事業を明確化した。

##### (3) 専門チーム員の効率的運用

専門チームは段位認定制度全国認定会実施細則に基づき編成されているものであり、全国認定会の実施あたって基本的運営に携わることを本来の任務としているところである。このため受験者360名の書類審査の採点作業にあたったほか、平成29年度は四段位技能審査認定会が北海道苫小牧市、愛知県名古屋市、東京都台東区の3か所で開催されたが、この基本的運営に専門チームが携

わったことにより、3か所ともおおむね統一的で公正・公平な認定会が実施されたものと認められる。

平成29年度は五段位認定会の開催年度であることから、このことから受験希望調査したところ120名の希望があり一次審査、筆記試験、さらに、本審査、再審査を実施し、その採点作業、本実施の準備、スタッフ活動やこの認定会開催に伴う段位認定講習会の講師、開催実施のスタッフとして活動した。

また、専門チーム員は、前記のとおり全国認定会の段位認定業務に精通していることから3回の専門チーム員会議を開催して、上位段の創設、技能審査の改善点等についても検討するとともに各支部における地方審査員審査技術研修会にも講師として出向き多くの審査員に対して共通の見方による審査基準を指導した。

#### (4) 「段位認定制度審議会」の開催

そば打ち段位認定制度を客観的、総合的、専門的見地から検証して、本制度の完成度を高めていくということから外部の有識者を中心として段位認定制度審議会を次の通り開催した。

##### 【平成29年度第1回】

開催日時 平成29年7月7日(金) 午後3時～5時

開催場所 東京都千代田区神田神保町2-4 麺業会館4F

審議事項

- ・上位段創設
- ・審査員制度の改革
- ・段位認定制度の普及と全麺協の発展について諮問に応じて協議した。

##### 【平成29年度第2回】

開催日時 平成30年2月9日(金)午後3時～5時

開催場所 東京都千代田区神田神保町2-4 麺業会館4F

審議事項

- ・六段位、七段位、八段位の創設
- ・今後の全麺協の運営全般について

## 2. 「そば道」理念と憲章の制定

平成26年5月1日に一般社団法人 全麺協として新組織が発足し、その定款の事業項目として「そば道」理念の研究と普及推進が掲げられて、外部有識者を含めた「そば道理念諮問委員会」により「そば道の基本理念」と「そば道憲章」が制定された。このことを全麺協会員はもとより多くの人たちに知悉してもらうために、全麺協で発行する文書への搭載や全麺協認証そば道場への掲載等広報、啓発活動を積極的に推進した。

## 3. 段位認定者空白地域へのそば打ちの普及拡充と連携強化

段位認定者は拡大傾向にあるが、高齢化が進んでいることと認定者が皆無または少数の地域(九州、四国地域等)が残っており、これらの地域にも全麺協素人そば打ち段位認定制度を普及させることが課題となっている。そのため、あらゆる機会を活用して関係団体と連携して拡充強化を図ることが求められている。

九州地域は昨年度始めて段位認定会が開催され、スタートが切られたところであるので、平成29

年度は四国地方に絞ってこの活動を強化し、次の通り実施したところである

実施日時 平成 29 年 12 月 16 日(土) 午後 4 時～8 時

実施場所 愛媛県内子町石畠地区

参加者 地元住民 10 人、大洲高校生 5 名

指導者 全麺協本部 3 名、西日本支部 3 名

※ 認定会開催までには至らなかったが、四国地域の足係り拠点になった。

また、このほか全国各地における公民館との連携を深めた。また、文科省生涯学習政策局が実施している「土曜学習応援団」実施団体の登録団体として、これを有効に活用できるよう取組みを進めているところである。さらに、各地の都道府県、市町村とのネットワーク化の強化を図った。

#### 4. 会員・会費制度の改正に伴う段位認定制度の理解浸透

会員・会費制度の改正が、平成 27 年 12 月 10 日の臨時総会において改正案が承認された。これに伴い、会員・会費制度、特に個人会員および特別個人会員についての理解浸透を図るために、昨年度に引き続き本部事務局員を各支部に派遣して新制度の理解を深める活動を行った。現在個人会員約 5200 人、特別個人会員約 320 名であり、当初の予測を超えるまでに加入してもらったが、まだまだ不十分であるので、さらに理解が深められるように、今後とも、各支部と連携して浸透を図っていく必要があるものと認められる。

#### 5. 社会教育等関係団体との交流促進

昨年度に、全国公民館連合会が事務局を務める「社会教育団体振興協議会」に入会することができた。この協議会は全国規模で社会教育を進めている 40 団体によって組織され、文科省とも連携している。社会教育団体振興協議会に入会したことによって加盟団体との関係が深まり、日本視聴覚教育協会が発刊している「視聴覚教育 12 月号」と「視聴覚教育時報」に、また修養団発刊の「向上」2 月号に、全麺協活動を紹介する原稿を投稿して広報に努めた。

また、公益社団法人 青少年交流協会の実技指導員として全麺協五段位認定者を推薦して、野外活動におけるそば打ち体験教室の指導と「教員免許更新講習会」における、そば打ち指導等を行なうなど社会教育関係団体との交流及び連携推進を図った。

#### 6. 和食文化国民会議との連携強化

平成 25 年 12 月に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されたのを契機に、一般社団法人 和食文化国民会議が結成された。「そば」も和食の中の一つであり、日本の伝統食文化でもあるため、この会議の会員として加入して各種の情報交換、行事への参加等を図った。

#### 7. 全国認定会の開催

##### (1) 五段位認定会の実施

五段位認定会は、平成 19 年 9 月に富山県利賀村において第 1 回を開催して 3 年乃至 2 年毎に開催し、第 4 回を平成 27 年度に富山県南砺市において開催した。その後 2 年が経過したので平成 29 年度は第 5 回認定会を開催する年度であったため次の通り開催した。

## ア 一次審査

今回五段位認定会受験資格を有する四段位認定者は、572名であり、このうち受験希望調査についての回答のあった者320名の中で受験を希望する125名に対して一次審査を実施した。その結果一次審査の合格者は96名であった。

## イ 筆記試験

一次審査合格者96名に対して次の通り筆記試験を実施した。

実施日時 平成29年8月5日(土) 午後1時～5時

実施場所 東京都千代田区神田神保町2-4 麺業会館2F、4F会議室

科目 そばの歴史・文化 そばの健康・栄養、ソバの品種・栽培、全麺協・段位認定制度の4科目筆記試験の合格者は58名であった。

## ウ 本審査

筆記試験合格者57名(1名健康上の理由で辞退)に対して、今回は初めて東京都内において本審査(技能審査、意見発表)を実施した。

実施日時 平成29年10月28日(土)、29日(日)

実施場所 東京都台東区花川戸2-6-5 台東区民会館9F

受験者57名、合格者24名 合格率42.1%

## エ 再審査

本審査において不合格になった受験者のうち、一次審査、筆記試験、意見発表の総合計点数は合格点に達していたが、技能審査の得点のみが若干足りなかつた10名に対して次の通り再審査を実施した。

実施日時 平成30年3月18日(日) 午前10時～

実施場所 東京都千代田区神田神保町2-4 麺業会館2F、4F

受験者10名、合格者8名 合格率80%

## (2) 四段位認定会の実施

四段位認定会は、規程上は全国2ヶ所で開催することとしていたが、本年度は四段位認定会書類審査受験希望者が384名であったため、技能審査認定会を全国3ヶ所にて実施した。なお、北海道苫小牧認定会、愛知県名古屋認定会および東京認定会では本部専門チームによる統一的な運営と同一のそば粉を使用することによって、難易度を同等にさせるなどによって全国認定会の技能審査における公平性、信頼性の向上に努めた。

### ・四段位技能審査苫小牧認定会

開催期日 平成29年9月30日(土)・10月1日(日)

開催場所 北海道苫小牧市ぞみ町1-2-5 苫小牧市ぞみコミュニティセンター

主 管 苫小牧手打ち蕎麦愛好会

受験者96名 認定者51名 認定率54.3%

### ・四段位技能審査 名古屋認定会

開催期日 平成29年11月17日(土)・18日(日)

開催場所 愛知県名古屋市東区藤里町1601 サンプラザシーズン瑞雲の間

主 管 手打そば仲間俱楽部  
受験者 92 名 認定者 40 名 認定率 43.5%

・四段位技能審査 東京認定会

開催期間 平成 30 年 2 月 17 日(土)・18 日(日)

開催場所 東京都台東区花川戸 2 丁目 6 番 5 号 台東区立台東公民館

主 管 四段位技能審査東京認定会実行委員会

受験者 89 名 認定者 45 名 認定率 50.6%

(3) 五段位認定講習会の開催

五段位認定会を受験するためには、その前提として五段位認定講習会の受講を修了することが必要である。四段位認定者 951 名の中で五段位認定会受験資格のあるものは 572 名であり、このうち本講習会受講希望者は 121 名であった。この希望者に対して次の通り五段位認定講習会を実施した。

開催日時 平成 29 年 5 月 28 日(土)、29 日(日)2 日間

開催場所 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 8F

参加人員 121 名

(5) 四段位認定講習会の開催

四段位認定会を受験するためには、その前提として四段位認定講習会の受講を修了することが必要である。三段位認定者は 2,459 名おり、その中で四段位認定会受験資格のあるものは 1,238 名である。このうち 本講習会受講希望者は 239 名であった。この希望者に対して次の通り四段位認定講習会を実施した。

開催日時 平成 29 年 5 月 21 日(土)、22 日(日)

開催場所 東京都台東区花川戸 2-6-5 台東区民会館

参加人員 239 名

## 8. 地域認定会、支部認定会の開催指導・支援

- (1) 初段位、二段位認定会(地域認定会)は昨年度全国約 40箇所で開催され、年々地域的にも拡大し、更に開催主催団体も増加してきている状況である。これらの認定会が適正に開催されるように段位認定部会および事務局において、開催申請の適否、審査員の選考、受験資格の確認と開催要項の指導を行い、更に現地における開催指導・支援を実施した。
- (2) 三段位認定会(支部認定会)は、各支部とも 2~5ヶ所で開催されている。本年度はこの認定会が全国でほぼ同一の基準で実施されるように開催申請、審査員の選考、開催要項の指導を行うとともに、段位認定事業部員、専門チーム員、事務局員が現地に赴き直接開催指導・支援を実施した。

## 9. 段位認定会における審査員の審査能力の向上と審査体制の強化

(1) 全国審査員の増員

昨年度から従来の全国審査員を特任審査員に、特別審査員を全国審査員と名称変更するとともに新全国審査員の活躍する場を拡大すべく運用した。そのために新全国審査員を 5 名増員して合計 32 名とし適正な審査ができる体制に増強した。

(2) 地方審査員任用講習会の開催

地方審査員は、四段位に認定され地方審査員任用講習会の受講が修了したもので地方審査員として任用されることを希望する者に対して任用している。しかし、この任用講習会は、平成 25 年度に開催して以降開催していなかったために、四段位に認定されたが地方審査員に任用されていない者が 300 人余となり、この講習会の開催を希望する者が多数に及んだ。このため平成 29 年度は次の通り本講習会を実施した。

開催日時 平成 29 年 7 月 1 日(土)、2 日(日)

開催場所 東京都台東区花川戸 2-6-5 台東区民会館 9F

参加者 185 名

#### (3) 地方審査員の更新

地方審査員は審査員規程で「任期 3 年」と規定されており、平成 29 年度は、これまでどおり申請された 190 名に対して更新手続きを行ってきた。ただ、段位認定制度審議会における答申等を踏まえて、平成 30 年度以降は任期を 5 年に延伸して更新することとした。また、更新手数料も 1 万円に改正された。

#### (4) 地方審査員審査技術研修会(以下「技術研修会」という)の実施

地方審査員を対象とした審査技術研修会は、段位認定部会が予算付けを行なって各支部と連携して実施してきた。本年度は、各支部とも二段位の模擬審査を行って受講者が採点し、これを五段位認定者や指定指導員が中心となって、採点状況を評価するという方法で研修を行った。この結果、審査員が共通の見方、認識を持って審査ができるようになって審査能力が向上した内容となった。また、支部によっては地方審査員からの疑問、質問を聴取しこれに対して、五段位認定者が共通の目線で検討して回答を出すという意欲的な取組みも見られ審査能力の向上が図られた。

### 10. 段位認定者登録名簿(以下「登録者名簿」という)の適正な管理

#### (1) 登録者名簿の管理

平成 30 年 1 月 1 日の時点で、段位認定者名簿に登録されている者は 13,811 人である。このように、登録者名簿は膨大なデータベースになっており、かつ、一昨年度から会員・会費制度の改正に伴いより個人会員としての会費納入状況等正確な名簿管理が必要になってきた。このため、全麺協事務局に所要の要員を配置して、この適正かつ最新のデータ管理を行なった。なお最新のデータとして更新するためには、各団体の協力が必要になるため、各支部の段位認定部会員が中心となり情報収集に当たるとともに、各支部内の正会員との連携を図り、常時正確なデータとして保管管理をしておくこととする。

#### (2) 登録者名簿の保守管理

登録者名簿には段位認定者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、携帯番号、メールアドレス等の個人情報が多く含まれているため、「個人情報保護法」の観点及び総務広報部会で定めている「プライバシーポリシー」の規定に基づく保秘が大変重要である。このためデータの管理には取扱責任者を定めて、名簿使用の目的、用途、範囲等について仔細に点検して情報が安易に漏洩することを防止することに特段の配慮をした。

### 11. ホームページへの事業報告

段位認定事業部が実施した事業については、すみやかに全麺協ホームページに写真入りで開催概

要を掲載することによって、情報の提供と共有および全麺協が実施している事業の広報を積極的に実施した。

- ・ホームページ掲載数 15回 . . . (1月31日時点)

## 【段位普及部会】

### 1. そば打ち普及活動の積極的推進

段位認定事業部の本年度の重点施策として「そば打ちの普及浸透」を掲げて取り組んできところであり、特に段位認定者の少ない地域への拡大、若者に対する理解度を高めること、外国人に対するそばの浸透を重点として推進し次の通りの事業を行った。

- ・外国人シェフに対するそば打ち指導

平成29年11月2日(木)東京都渋谷区猿楽町28-13 ル・コルドン・ブルー(フランス料理の学校)において、日本料理に興味を持って来日している外国人14名に対して全麺協事務局員4名がそば打ちの実技指導およびそば汁作りについて指導した。さらに12月7日にもうどん等麺の打ち方やその料理等についても体験指導を行い好評を博した。ユネスコの無形文化財登録に伴う世界にそば等の麺類文化を広める活動に貢献できた。

- ・モンゴル国との国交回復45周年記念事業のそば祭りでのそばの提供とそば打ち指導

全麺協は毎年、そばに関する海外の地域に赴き視察研修を実施している。平成29年度は、モンゴル国と国交回復45周年の記念事業として日本の伝統文化のそば祭りが計画され、平成29年10月4日から9日まで当法人のメンバー30数名を含めて総勢39名が参加してのそば祭りを開催し、モンゴル国民にそばの健康食としての有用性を啓発し好評を博した。なお、これには元横綱朝青龍が両国の関係に大きく尽力し、政治的にも経済的にも大きな貢献ができたものと認められる。

- ・松蔭大学学園祭におけるそば打ち指導

一昨年に引き続き平成29年10月24日に、神奈川県厚木市所在の「松蔭大学」における学園祭に全麺協直轄支援員として、江戸流手打ちそば鶴の会会員8名が参加して、学生および会場を訪れた参加者35名を対象に「そば打ち体験教室」を実施した。

- ・若者が魅力を感じるそば打ち企画(慶應大学生に対するそば打ち指導と意見交換)

全麺協における重点施策の一つとして「若者に対するそばの理解と普及」を掲げているが、その一環として平成30年1月18日(木)、東京都千代田区神田神保町麺業会館において、慶應大学の学生36名を招致してそば打ちの実技指導とそばの食味会を実施し、最近の若者はそばに対してどのような考え方で魅力を感じるのか意見交換した。

これには関東周辺の五段位認定者有志が指導員となり、そば打ちの技術や知識について高度な指導を行った。多くの学生が日本の伝統食である「そば」に大変興味を持ったものと思われる同時に、我々もどのようにして若者にそばを普及させていったら良いかというヒントが得られた。

- ・全麺協直轄そば打ち教室の開催

段位認定者の地域別認定者を見るとまだまだ都市部における認定者が少ないと感じます。

ため、日麺連の協力を得て、麺業会館 2 階会議室を借用して月 1 回主として都内に勤務するサラリーマンを対象とするそば打ち教室を開設した。これにより近隣の高段位認定者の活動の場を増やすとともに、都市部における全麺協、段位認定制度の普及、啓発活動に大いに貢献できた。

## 2. そば打ち技術研修会の開催

全麺協が段位認定制度を導入した目的のひとつは、素人によるそば打ち技術向上を通じて地域振興を担うことの出来る人材を育成することにある。したがって、段位に認定されることが目的ではなく、その技術を活用して地域振興を図ることにある。しかし、そば打ちの基本を良く理解できていないために目標とする段位に届かず、そば打ちを他人に教えることが不得意の人も見受けられるので、これらの人たちを対象にそば打ち技術研修会を開催した。

### 『第 1 回目』

開催期日 平成 29 年 6 月 3 日(土)・4 日(日) 2 日間

開催場所 岡山県高梁市有漢セミナープラザ

主 催 者 西日本支部事業部 本部段位普及部会支援事業

指 導 者 指定指導員・五段位認定者 12 名、他四段位認定者 5 名

受 講 者 30 名(四段位認定会受験希望者)

### 『第 2 回目』

開催期日 平成 29 年 7 月 22 日(土)

開催場所 北海道苫小牧市のぞみコミニティーセンターホール

主 催 者 北海道支部事業 本部段位普及部会支援事業

指 導 者 指定指導員・五段位認定者 12 名、四段位認定者 12 名

受 講 者 58 名(四段位認定会受験希望者)

### 『第 3 回目』

開催期日 平成 29 年 9 月 9 日(土)・10 日(日) 2 日間

開催場所 兵庫県永沢寺そば道場(技術フォローアップ講習会)

主 催 者 西日本支部事業 本部段位普及部会支援事業

指 導 者 指定指導員・五段位認定者 11 名、四段位認定者 ○名

受 講 者 30 名(四段位認定会受験希望者)

### 『第 4 回目』

開催期日 平成 29 年 6 月 24 日(土)・25 日(日) 2 日間

開催場所 栃木県日光市藤原総合文化会館

主 催 者 東日本支部事業 本部段位普及部会支援事業

指 導 者 指定指導員・五段位認定者 15 名、四段位認定者 12 名

受 講 者 39 名

## 3. 第 5 回 全国高校生そば打ち選手権大会への協賛

日麺連が主催する「第 6 回全国高校そば打ち選手権大会」

開催日時 平成 29 年 8 月 21 日(月)

開催場所 東京都「東京都立産業貿易センター」

参 加 校 全国から団体 30 校、個人 20 名

※ 出場校の出場者への事前そば打ち指導

主催は日麺連であるが、全麺協は大会当日の会場設営、会場運営等に協力した。

**4. 郷土そばの映像保存**

全国各地の郷土そばを映像に残して保存するために

- ・長野県長野市戸隠 「戸隠そば」
- ・鹿児島県南さつま市「長屋そば」 の 2 か所で撮影して DVD に収録予定。

**5. 全麺協認証そば道場の運用開始**

本年度から制度化した「全麺協認証そば道場」に開設申請のあった 3 道場に対して、要件を確認の上、適正であると認め認証した。また、当認証道場を活用して、そば打ち教室等の運営に対する指導を積極的に行った。現在 19 道場に認証道場として承認している。

**6. 段位認定会で使用する用具等の整備**

段位認定会で使用する用具については、木鉢、ふるい、生舟等は全麺協において統一した規格を示して使用しているが、これらの用具については予算の範囲内で順次整備を図るほか審査上効果的と認められる用具等についても情報収集や創意工夫を凝らして効果があると認めるものについては整備した。

# 決 算 報 告 書

(第 4 期)

自 平成 29 年 4 月 1 日  
至 平成 30 年 3 月 31 日

一般社団法人 全麺協

東京都千代田区神田神保町二丁目 4 番地  
麹業会館 4 階

## 貸借対照表

一般社団法人 全麺協

平成30年 3月31日 現在

単位：円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 22,596,229】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 25,377,224】</b>
現金・預金	22,431,589	短期借入金	9,539,029
売掛金	4,800	未払費用	621,500
前渡金	159,840	未払法人税等	70,000
		未払消費税等	581,400
		前受金	13,316,648
		預り金	1,248,647
		負債合計	25,377,224
純資産の部			
		<b>【株主資本】</b>	<b>【 △2,780,995】</b>
		資本金	0
		(利益剰余金)	(△2,780,995)
		その他利益剰余金	△2,780,995
		繰越利益剰余金	△2,780,995
		純資産合計	△2,780,995
<b>資産合計</b>	<b>22,596,229</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,596,229</b>

# 損益計算書

一般社団法人 全麺協

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

単位：円

科	目	金額
<b>【売上高】</b>		
会費収入		17,965,000
事業収入		17,805,182
そば打ち教室受講料		561,000
段位審査料		6,675,000
審査員認定料		1,211,000
段位認定料		15,455,900
<b>【売上原価】</b>		59,673,082
仕入高		13,520,939
	<b>売上総利益金額</b>	46,152,143
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		45,788,394
	<b>営業利益金額</b>	363,749
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息		86
雑収入		37
	<b>経常利益金額</b>	363,872
	<b>税引前当期純利益金額</b>	363,872
	法人税、住民税及び事業税	1,223,200
	<b>当期純損失金額</b>	△859,328

## 販売費及び一般管理費

一般社団法人 全麺協

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
給 与 手 当	6,871,010
福 利 厚 生 費	117,037
外 注 費	2,840,976
旅 費 交 通 費	6,848,240
通 信 費	959,715
交際費	15,552
会議費	3,324,576
賃借料	8,640
地代家賃	1,918,080
リース料	1,387,242
保険料	463,190
修繕費	40,669
消耗品費	439,661
租税公課	600
運賃	115,516
事務用品費	977,319
広告宣伝費	37,800
支払手数料	2,283,221
諸会費	97,350
企画渉外部会	5,259,213
地域振興部会	388,555
段位認定部会	7,181,575
段位普及部会	2,105,244
20周年記念事業費	225,709
雜 費	1,881,704
合 計	45,788,394

# 株主資本等変動計算書

一般社団法人 全麺協

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

単位：円

## 株主資本

資本金	当期首残高及び当期末残高	0
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	△1,921,667
	当期変動額	△859,328
	当期末残高	△2,780,995
利益剰余金合計	当期首残高	△1,921,667
	当期変動額	△859,328
	当期末残高	△2,780,995
株主資本合計	当期首残高	△1,921,667
	当期変動額	△859,328
	当期末残高	△2,780,995
純資産合計	当期首残高	△1,921,667
	当期変動額	△859,328
	当期末残高	△2,780,995

## 個別注記表

一般社団法人 全連協

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

### 計算書類作成のための重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

# 平成29年度 監査報告書

## 【財務状況】

平成30年4月19日、理事長から提出された決算報告書、諸帳簿、関係書類を監査しましたところ、全て適正に執行されているものと認められましたことを報告します。

## 【組織運営】

本部・支部の連携のもとにきめ細かな運営をお願いしたい。

## 【広報活動】

全麺協の魅力を高めるための適切な手段をお願いしたい。

## 【人材育成】

時代への引き継ぎのために一層の努力をお願いしたい。

平成30年5月13日

監事 安井 良博



監事 腰原 好



**一般社団法人全麺協  
平成30、31年度 役員候補者名簿(案)**

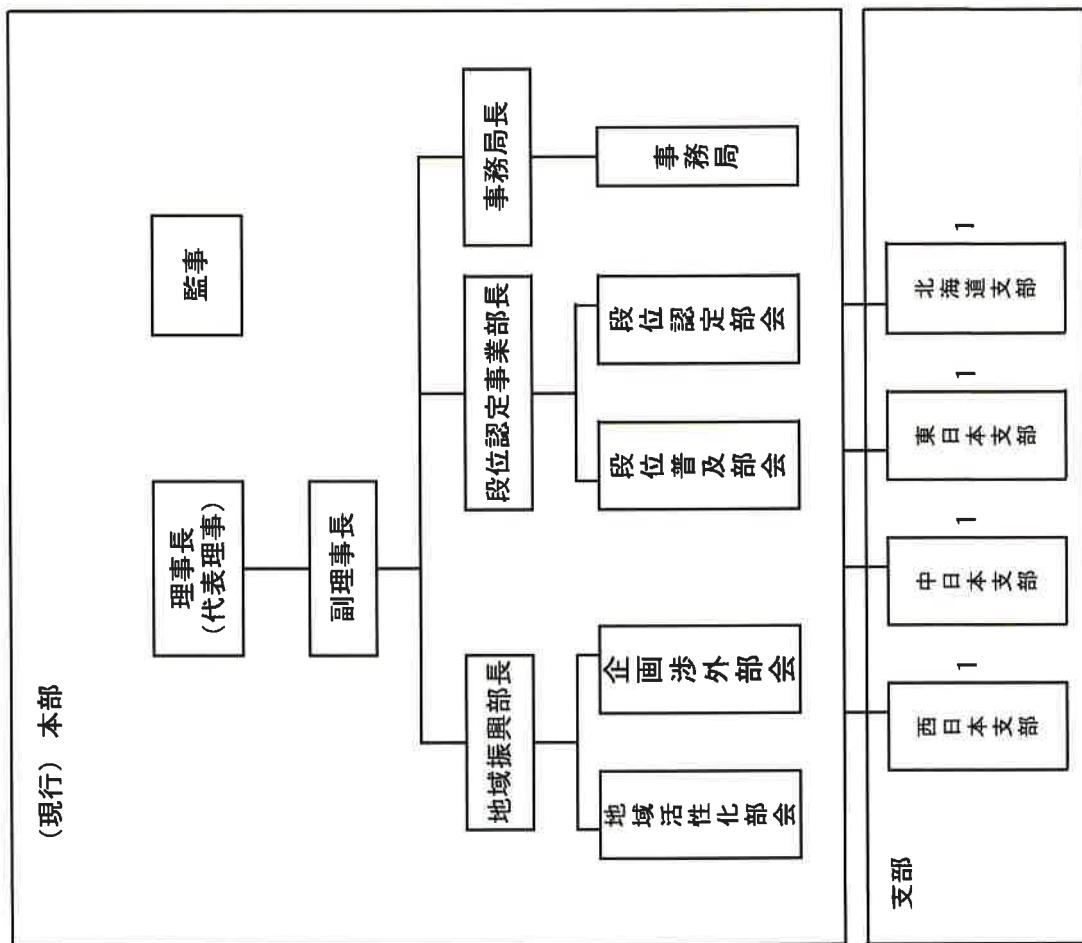
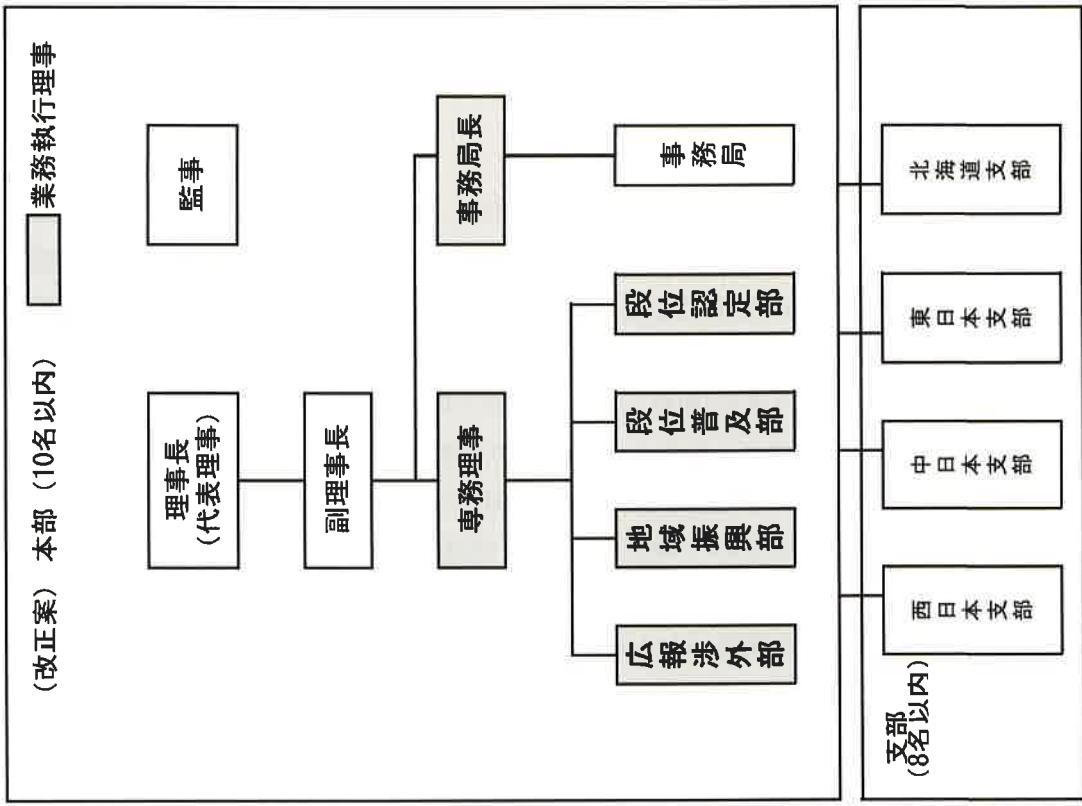
本部 推薦 理事	氏名(50音順)	所属
	筋 啓	東日本支部
	板倉 敏和	東日本支部
	落合 輝美	東日本支部
	加藤 憲	東日本支部
	高谷 晶美	北海道支部
	谷端 淳一郎	中日本支部
	藤間 英雄	東日本支部
	中谷 信一	中日本支部
	山本 剛	西日本支部
横田 節子	東日本支部	

支部 推薦 理事	氏名	所属
	山本 良明	北海道支部
	守田 秀生	北海道支部
	阿部 成男	東日本支部
	菅野 伸是	東日本支部
	赤羽 章司	中日本支部
	井 敏朗	中日本支部
	大野 和則	西日本支部
	長谷川 勝	西日本支部

監事	氏名(50音順)	所属
	木下 喜良	中日本支部
	廣澤 幸雄	東日本支部

## 全麺協

## 組織図 (案)



# 平成30年度 (一社)全麺協 事業計画 (案)

## 1 総 括

### 【はじめに】

日本を訪れる外国人観光客数は5年連続で過去最高を更新して、昨年度は2,800万人に達しました。訪日外国人数は三大都市圏ばかりでなく地方でも増加し、インバウンドを対象とした観光は地方創生の起爆剤との期待も高まっています。政府は2020年における訪日外国人の目標を4,000万人に掲げて、その実現に全力を尽くすとしています。

さて、日本が世界に誇る食文化である「和食」は、長い歴史と共に四季折々に織りなされる自然の美しさを取り入れるとともに、新鮮な食材を用いながら色鮮やかに調理する芸術性、低カロリーで健康性の高さが評価されて、2013年にユネスコ無形文化遺産として登録されました。和食を代表する一つに、栽培の歴史を縄文時代にまでさかのぼることができる「そば」があります。救荒作物として奨励され広く全国的に食されてきたそばは、全国各地の風土と文化の中で醸成されて日本人の暮らしの中に連綿と息づいてきました。

一般社団法人 全麺協(以下「全麺協」という)は、「そばによる地域振興」を目的に掲げ、素人そば打ち段位認定事業を基幹事業に据えて段位認定会や各種講習を積極的に開催し、素人そば打ち段位認定者は14,000人を数えるまでに大きく発展してきました。全国各地で開催される手打ちそばを活かした「そば祭り」や地方活性化イベントの中で、そばを打っている人のほとんどは全麺協で段位認定を受けた方々です。このことから、段位認定事業は「そばによる地域振興」を進める人材を育ててきたことは明らかであり、和食を代表する「そば」を国内外に向けて推進させることができる人材の宝庫でもあります。今後は、訪日する外国人観光客に対して手打ちそばの提供や、そば打ち体験の取り組みを多いに期待するものです。これら、全麺協のそば打ち有段者の「優れたそば打ちの技能と知識」は、日本のそば文化の進展と地域振興に大きな役割を果たすことが期待されています。

### 【基本方針】

全麺協は平成26年5月に法人化され、今年度は満5年という節目の年を迎えます。前記した通り、素人そば打ち段位認定者は14,000人を超えて着実に拡大進展しているところです。また、平成5年に旧・全麺協が発足した当時から、地方の「過疎化・高齢化」問題に対して「そばによる地域振興」を掲げて、協働の精神を發揮して会員が協力し合って活動してきました。この精神を継続させることによって、段位認定事業や地域活性化イベント(日本そば博覧会・そば祭りなど)に大きな成果を上げることができました。段位認定者を中心とした「そばによる地域振興」の貢献活動を継続させることによって、社会的評価が高まるとともに期待感と信頼性が増しています。しかし、全麺協の組織内部においては、会員会費制度の改革を実施して2年が経過しているにもかかわらず、正会員団体構成員の中で全麺協個人会員への加入率は未だ約40%であり、「個人会員が全麺協を支える」との理解が未だ不十分です。個人会員の加入増加を進めることは組織運営をする上で最重要であり、財政基盤の拡充安定を図る上で喫緊の課題です。また、段位認定者の高齢化進歩、若者のそばに対する理解度・浸透度不足、段位認定者の地域的偏在という大きな課題を全麺協は内包していることを忘れてはなりません。

5年先、10年先を見据えて、これらの諸課題に適切に対応する施策を今から積極果敢に推進し、持続可能で安定した組織として確立することが求められています。本年度は組織内の体制強化、本部・支部間の意思疎通、情報伝達システムの拡充はもとより、新たな基幹事業とするべき「そば検」(そば検定制度・仮称)の発足に向けて、検討チームを編成して具体化作業を着手します。また、そば大学を開催することによって、全麺協組織外の一般市民、そば愛好者に対しても「そば」の啓発活動を積極的に推進します。さらに強靭で足腰の強い組織とする

ため、次に掲げる重点方策に沿った諸事の事業運営を実施します。

### 【重点方策】

1. 全麺協正会員団体所属構成員の個人会員、正会員団体無所属特別個人会員の加入を促進し、強固な財政基盤の確立を図る。
2. 全麺協の各支部の業務推進体制を強化し、本部と協調し積極的な事業を展開して全麺協の拡充を図る。
3. 主幹事業である素人そば打ち段位認定制度は、上位段を創設するとともに、更に受験者の立場に立った審査要領を確立して完成度を高める。
4. 全麺協「そば道基本理念・そば道憲章」の啓発浸透を図るとともに、日本の伝統食文化「手打ちそば」をそば打ち技能だけではなく精神性も合わせて正しく継承する。
5. 全麺協本部・支部の人的交流を活発化すると共に、情報交換を積極的に行って協調体制を強化させるとともに、四支部の独自性を尊重しつつ組織体制の平準化を図る。
6. 全国各地の自治体(特に段位認定者空白地域)および各種関係団体との連携を深め、そばによる地域振興に対する社会貢献活動を積極的に推進する。
7. 全麺協の主要事業である「日本そば博覧会」「そば大学講座」は、現状に合わせて見直しを行い、全麺協組織内だけでなくそば愛好の一般市民を取り込んだ事業とするなど新しい視点を持って積極的に推進する。
8. 日麺連主催の「全国そば打ち高校選手権大会」に全麺協は共催団体として深く関わって、協力、支援活動を積極的に行うと共に、大学生のそば教室、体験講座等を積極的に実施して若者に対してそばの理解、浸透を図る。
9. 全麺協の新たな基幹事業とするべき、そば文化の知識に関わる「そば検」(そば検定制度・仮称)の早期発足に向け、専門チームを編成して具体化作業に着手する。
10. モンゴル国との国交親善を深めるために、同国におけるそば祭りへの参加から国際化の中での「手打ちそば」の技能普及活動を積極的に推進する。
11. 2020東京オリンピック、パラリンピック開催時の麺ロード開設に向けた諸準備を関係自治体、団体との連携を図りつつ推進する。
12. 全麺協の事務を一部外部委託するなど合理化、効率化を図るとともに事務局体制の充実強化を図る。

## 2 事務局

### 【総務担当】

1. 総会、理事会、行事予定の適正な管理と執行
2. 正会員入会の勧奨推進
3. 第12回海外そば産地視察・交流事業の企画とその諸準備
  - ・第2回モンゴルにおけるそば祭りへの参加(9月初旬から中旬)
4. 各支部との関係強化
  - ・会費徴収支部手数料の適正な査定と交付
  - ・各支部主催「そば大学」の指導と助成
5. ZEN 麺ライセンス規約の適正な運用管理

### 【経理担当】

1. 適正な予算執行と管理
2. 予算書作成と経理状況把握、理事会への報告

### 【データ担当】(全麺協情報管理者)

1. 段位認定登録者名簿の適正管理
  - (1) 正確な段位認定登録者と最新データの管理
    - ・各段位認定会の受験者と合格者・不合格者の確認
    - ・各種講習会・研修会の受講者、修了者の確認
    - ・住所変更等の身分異動確認
  - (2)会費納入規程に基づく納入基準額納入者と整合性点検と確認徹底
    - ・各段位認定会の受験資格確認
    - ・納入基準額の振込確認
  - (3)個人情報の管理徹底
    - ・データの外部漏出防止
    - ・データ管理責任者の配置
    - ・外部委託業務時の業者選定と確認徹底

## 3 広報渉外部

1. そば検定制度(仮称)導入に向けてのチーム編成  
そば打ち技術だけでなく、そばの歴史、文化、栽培、品種、栄養、健康その他そばに関する一般常識についての知識度、博識度の検定を行い、その度合いに応じた資格を付与する検定制度創設に向けて検討チームを編成する。
2. 新しい情報発信ツールを活用した段位認定制度の啓発活動促進
  - ・ホームページ(パソコン、スマートフォン等)の積極的活用
    - (ア) マスコミとの連携と関係機関の広報紙等積極的活用
    - (イ) そばヤングアンバサダー制度の取り組み
3. 行政機関、地域振興関連団体との連携強化

- (ア) 中央省庁との連携強化と情報収集
- (イ) 地域活性化センター、全国公民館連合会、社会教育関係団体との連携強化
- (ウ) 都道府県、市町村への積極的な啓発活動と協力支援活動の要請
- (エ) 和食文化国民会議等との連携強化

#### 4. 国際化の中での日本伝統食「そば」の積極的普及活動

- (ア) 訪日外国人(インバンド)に対するそば打ち体験指導の積極的推進
- (イ) 2020東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた事業展開

#### 5. 再改訂「そば打ち教本」の編集と発行

- ・改訂「そば打ち教本」発行以来 5 年が経過したので再改訂版を編集発行する
- ・編集校正プロジェクトチームの編成
- ・(株)柴田書店との連携
- ・掲載内容の再検討

#### 6. 「そば道の基本理念・憲章」普及と定着化推進

- (ア) あらゆる機会を捉えての定着化の促進
  - ・講習会、研修会開催時
  - ・出版物への掲載
  - ・チラシ等の配布
- (イ) 全麺協認証そば道場への掲示の徹底
  - ・ポスターの作成、配布と掲示
- (ウ) ホームページ等の活用による積極的啓発活動
  - ・ホームページに掲載

### 4 地域振興部

#### 1. 第22回日本そば博覧会の開催

開催日時 平成30年8月31日(金)～9月2日(日)

開催場所 北海道幌加内町

主要行事

- ・世界のバザール
- ・全麺協「四段位技能審査・幌加内認定会」
- ・女性五段位認定者14名によるそば打ち披露

#### 2. 全国各地におけるそば関連イベント開催者の掘起しと支援

全国各地におけるそば祭り等そばに関連したイベントを開催するように、当該市町村等に働きかけを行い、地域おこしを行う事業に対して全麺協会員の参加等を含めて応分の支援を行う。

#### 3. 地域活性化支援事業の推進

9年目を迎えた本事業を新しい視点から見直し、継続的にそばによる地域振興に取り組む市町村自治体や関係団体と連携を強化する。特に、一般社団法人全麺協の活動を啓発・広報して認知と理解を得るための事業として積極的に推進する。

#### 4. 全国交流大会の開催

過去2回にわたって全国交流大会を開催し好評を博した。しかし、個人の経費負担が大きい、開催地近隣会員のみの参加という課題があり、従来の「そば大学講座」との兼ね合いで開催を検討しているところで

ある。全麺協組織は会員相互の意見交換や情報交換をして交流を深めることが目的の一つであり、開催に向けて準備を進める。

## 5. 災害支援事業の積極的推進

東日本大震災から満7年が経過したが、未だに復興半ばの状態である。さらにその後も熊本震災など全国各地で大きな災害が起きている。全麺協としては、これらの被災者に対してそばを通して支援することを重要な目標としている。しかし、支援資金が不足しているので、本年度は会員がイベントで出店した時など収益のあった場合などに寄付をしていただくこととしたい。また、被災時の要望に応えて積極的に支援活動を行いたい。

## 5 段位認定部

### 1. 段位認定制度の完成度を高め拡充を図る

#### (1) 段位認定制度による段位認定者の増強

##### ア 若者に対するそばの普及と啓発

- ・ 子供そば打ち教室の増強
- ・ そば打ち高校選手権大会開催に対する支援の強化
- ・ 大学生に対するそばの理解と愛着を持つ活動の積極的推進

##### イ 段位認定者空白(僅少)地域での積極的啓発普及活動の推進

- ・ 九州、四国地域
- ・ 北東北地域
- ・ 都市部

##### ウ そば打ち愛好者で段位未認定者への掘り起し活動の推進

- ・ 同一所属内における未認定者への段位認定勧奨活動の推進
- ・ 全麺協正会員団体に所属していないそば愛好者に対する働きかけの推進

#### (2) 段位認定会の効率的かつ適正な運用

##### ア 全国認定会専門チームの位置づけの確定と効率的な運用

##### イ 全国認定会開催運営資料の作成と活用

##### ウ 四段位、五段位認定会審査要領の検討(単位取得制度の活用を含む)

##### エ 上位段の創設の検討(六段、七段、八段の創設)

#### (4) 高段位認定者の活動機会の設定

##### ア 本部直轄事業の積極的推進

##### イ 全麺協認証そば打ち道場での指導

##### ウ 指定指導員への登用と活動の場拡大

##### エ そば博覧会、そば祭り等への参加勧奨

##### オ 市町村、公民館等との連携活動の推進

#### (5) 段位認定制度関係規定の整備

##### ア 段位認定審査員制度の改革

- ・全国審査員・地方審査員の任期を5年
- ・更新手数料の改革
- ・地方審査員の任用の見直し

- ・全国審査員会議の開催
  - イ 技能審査チェック項目の見直し改善
    - ・そば打ち技術の全麺協標準の策定検討
    - ・段位別チェック項目の作成
    - ・チェック項目細目の検討
  - ウ 上位段創設に伴う関係規定の整備改編
  - エ 五段位認定会の改善
    - ・五段位開催時期の変更(基本要綱の一部改正)
    - ・五段位認定会筆記試験科目の改善(実施細則の一部改正)
- (6) 段位認定部事務推進体制の強化充実
- ア 本部事務局との連携と業務分担
  - イ 段位認定事業部事務処理補助員の指定
  - ウ 専門チーム員の協力と連携強化
  - エ 各支部段位認定担当者との連携
  - オ 事務の合理化、効率化の推進(外部委託の推進)

## 2. 公平・公正・適正な段位認定会の開催

- (1) 全国認定会の開催
- ア 五段位認定会
    - ・一次審査
      - 開催日時 平成30年6月3日（予定）五段位認定講習会終了時  
受験希望者に関係書類を配布
      - ・筆記試験
      - 開催日時 平成30年8月11日（予定）
      - 開催場所 東京都千代田区神田神保町2-4 2F 会議室
    - ・本審査
      - 開催日時 平成30年11月10日・11日（予定）
      - 開催場所 東京都台東区花川戸2-6 台東区民会館
  - イ 四段位認定会
    - ・書類審査
      - 開催日時 平成30年5月27日（予定）四段位認定講習会終了時  
受験希望者に関係書類を配布
      - ・本審査
        - 【北海道支部管内開催】
          - 開催日時 平成30年9月1日・2日（予定）
          - 開催場所 北海道雨竜郡幌加内町幌加内高校体育馆（予定）
        - 【東日本支部管内開催】
          - 開催日時 平成30年11月3日・4日（予定）
          - 開催場所 宇都宮市

## 【西日本支部管内開催】

開催日時 平成31年1月13日・14日（予定）

開催場所 大阪府大阪市福島区野田1丁目1-86

大阪中央卸売市場関連棟2F 多目的ホール

### (2) 支部認定会の開催

北海道支部 2か所

東日本支部 6か所

中日本支部 2か所

西日本支部 3か所

・優秀者表彰の廃止

・本部段位認定部による技能審査員の選考

・集計結果の本部管理の設定

・各支部内専門チーム員の指導

### (3) 地域認定会の開催

各主催者の計画に基づき全国各地で開催

※ 空白地域での初開催については全麺協本部で支援

### (4) 四段位、五段位認定講習会の開催

#### ア 四段位認定講習会開催

・開催日時 平成30年5月26日(土)・27日(日)

・開催場所 東京都台東区花川戸2-6 台東区民会館

#### イ 五段位認定講習会開催

・開催日時 平成30年6月2日(土)、3日(日)

・開催場所 東京都千代田区永田町1-11-35 全国市町村会館

### (5) 段位認定会開催主催者に対する適正な指導

#### ア 支部認定会(三段位)・地域認定会(初段・二段位)の実施適正化指導

・開催申請時における調整・審査員の選定、会場設備等の確認

#### イ 新システムによる採点集計作業要領の実施体験指導

・新しく改善した集計システムによるオペレーション要領の習得指導

#### ウ 認定会開催時における現地指導の強化

・支部段位認定担当者との連携

・専門チーム員を派遣しての現地指導の徹底

・審査終了後の審査時間の活用要領の指導

#### エ 審査採点結果資料の適正な保管管理の指導

・個人情報と審査採点結果資料の外部漏出の防止

## 3. 段位認定会における均一、統一的で高度な技能審査能力の向上を図る

### (1) 全国審査員会議の開催

#### ア 技能審査チェック項目の適正な運用

イ 従来の旧全国審査員統一見解の見直しと新統一見解の作成

- (2) 素人そば打ち段位認定制度認定審査員規程の改正に伴う更新手続きの適正化
  - ア 5年任期変更に伴う新しい審査員カードの作成交付(本年度更新者から)
- (3) 地方審査員審査技術研修会の円滑な開催
  - ア 各支部における開催と均一・統一的な解説の実施
  - イ 初心審査員に対する実践的審査指導の実施
- (4) 技能審査技術向上のための教材の作成
  - ア DVD 動画による教材の作成
  - イ 審査のポイント、技能審査実施時の着眼点の解説教材の作成

#### 4. 段位認定登録者名簿の適正管理

- (1) 段位認定登録者の正確で最新なデータの管理
  - ・各段位認定会受験者、合格者、不合格者の確認
  - ・各種講習会、研修会受講者、修了者の確認
  - ・住所変更等身分異動の確認
- (2) 会費納入規程に基づく納入基準額納入者との整合性の点検確認の徹底
  - ・各段位認定会受験資格の確認
  - ・納入基準額納入済みの振込確認
- (3) 個人情報の管理徹底
  - ・データの外部漏出防止
  - ・情報管理者の選任
  - ・外部委託業務時の業者選定と確認徹底

### 6 段位普及部

#### 1. そば打ち技術向上のための研修・指導強化

- (1) 高段位認定会受験者に対する研修会の開催
  - ・三段位、四段位、五段位認定会受験者に対するそば打ち指導の実施  
(各支部で専門チーム員、指定指導員が実施)

#### 【北海道支部】

「第1回」

開催日時 平成30年6月16日・17日

開催場所 いしかり市

「第2回」

開催日時 平成30年7月14日・15日

開催場所 幌加内町

#### 【東日本支部】

「第1回」

開催日時 平成30年○月○日

開催場所 未定

「第2回」

開催日時 平成30年11月〇日

開催日時 未定

【中日本支部】

開催日時 平成30年〇月〇日

開催場所 未定

【西日本支部】

「第1回」

開催日時 平成30年6月2日(土)・3日(日)

開催場所 高梁市 有漢セミナーフラザ蕎麦道場

「第2回」

開催日時 平成30年9月8日(土)・9日(日)

開催場所 三田市永沢寺そば道場

「第3回」(三段位受験者対象)

開催場所 平成30年7月〇日(予定)

開催場所 京都府 (予定)

(2) 高段位認定者のそば打ち指導能力向上のための研修会の開催

・高段位認定者に対してそば打ち指導の能力および審査技術能力を向上させるための研修会を実施する

【本部主催】

開催日時 平成30年〇月〇日(予定)

開催場所 東京都 (予定)

(3) 各段位のそば打ち技術向上の研修会開催

二段位認定者に対するそば打ち技能向上研修会の開催：各支部 1～2回開催

2. 段位認定者空白地域におけるそば打ち普及活動の強化

(1) 九州地域福岡県において開催される認定会受験者の増強、拡大を図る

(2) 四国地域において市町村と連携して段位認定会を開催して段位認定会受験者の新規拡大を図る

(3) 北東北地域(秋田、岩手、青森、岩手、新潟)において段位認定会を開催して新規の段位認定者の拡大を図る

(4) 山陰地域(鳥取、島根)における段位認定会受験者の新規拡大を図る

3. 全麺協認証そば打ち道場の活用とモデル道場の設置

(1) 全麺協認証そば打ち道場の活用

・そば打ち教室を積極的に開講して新規段位認定会受験者の増強を図る

・各段位認定会受験者に対するそば打ち技能の研修向上を図る

- (2) 全麺協認証そば打ち道場モデル道場の設置
    - ・各支部 1か所以上 廃校・空家を活用してそば打ち拠点モデル道場を設置する
    - ・市町村と連携して廃校、空家の探索と活用依頼
  - (3) 指定指導員によるそば打ち指導教室の開講
  - (4) 本部におけるそば打ち教室の開講
    - ・直轄事業として都市部におけるそば打ち教室の積極的推進
    - ・二段位、三段位、四段位を目指す会員に対するそば打ち技術向上のための特別研修会の開催(3~4回)
  - (5) そば打ち「級」制度の積極的活用
    - ・子供そば打ち教室受講修了者
    - ・大学祭におけるそば打ち体験教室修了者に対する「級」の交付
4. そば打ち高校選手権大会の推奨と積極的協力、協賛
- (1) 第8回そば打ち高校選手権大会に対する積極的支援
    - 開催日時 平成30年8月20日(月)
    - 開催場所 東京都台東区花川戸 2-6 東京都立産業貿易センター
    - ・主催者の日本麺類業団体連合会と緊密な連携を行う
  - (2) 第8回そば打ち高校選手権大会出場校に対するそば打ち技術指導支援
    - ・昨年は全国で30校出場したため、それぞれ学校の所在地周辺の会員による支援
    - ・本年新たに出場する高校への勧奨と支援活動
    - ・都道府県教育関係者との連携
5. 郷土そばの映像記録保存活動
- (1) 全国各地の郷土そばの映像記録を撮影して保存する：四国 祖谷そば、奈川そば
  - (2) 郷土そばの映像記録をそば博覧会等で放映啓発する
  - (3) 映像記録を販売して広く啓発する
6. そば粉の選定
- (1) 各段認定会で使用するそば粉の選定
  - (2) 各研修会等で使用するそば粉の選定
  - (3) 試し打ちによるそばの打ち方の追及確認

## 平成30年度 予算（案）

### 収入の部

勘定科目	29年度予算	内訳	30年度予算	内訳
612- 会費収入	18,940,000		21,790,000	
-0001 正会員会費		4,500,000		5,250,000
-0002 個人会員会費		11,000,000		13,000,000
-0003 特別個人会員会費		2,000,000		2,000,000
-0004 地方自治体会員会費		540,000		540,000
-0005 企業会員会費		600,000		700,000
-0006 入会金		300,000		300,000
613- 事業収入	13,140,000		18,600,000	
-0001 雜収入		110,000		300,000
-0002 広告料収入		100,000		200,000
-0005 物品販売料		12,830,000		18,000,000
-0006 認証道場申請料		100,000		100,000
6137 そば打ち教室受講料	0	0	1,000,000	
614- 段位審査料	7,920,000		8,850,000	
-6141 四段位書類審査料		1,000,000		800,000
-6142 五段位一次審査料		600,000		500,000
-6143 四段位実技審査料		4,320,000		5,600,000
-6144 五段位本審査料		2,000,000		1,950,000
615- 審査員認定料	450,000		500,000	
-6151 新規認定		450,000		500,000
-6152 更新料				
616- 段位認定料	18,670,000		13,800,000	
-0001 初段位		7,000,000		4,500,000
-0002 二段位		5,600,000		4,000,000
-0003 三段位		3,500,000		3,000,000
-0004 四段位		1,820,000		1,800,000
-0005 五段位		750,000		500,000
純売上高	59,120,000		64,540,000	
預り金	13,000,000		13,000,000	
前受金（次年度会費）	14,000,000		14,000,000	
当期収入合計	86,120,000		91,540,000	
前期繰越金	19,451,725		16,956,447	
収入合計	105,571,725		108,496,447	

# 平成30年度 予算（案）

## 支出の部

勘定科目	29年度予算	内訳	30年度予算	内訳
712 仕入高	11,000,000		13,000,000	
833 雑給	9,000,000		10,000,000	
842 旅費交通費	10,000,000		8,000,000	
843- 通信費	900,000		1,000,000	
844 交際費	200,000		300,000	
877- 会議費	1,500,000		3,000,000	
878 地代家賃	1,918,080		1,918,080	
879 リース料	1,400,000		1,500,000	
847 保険料	500,000		300,000	
848 修繕費			50,000	
852 消耗品費	300,000		400,000	
856 事務用品費	750,000		800,000	
858- 支払手数料	2,600,000		2,900,000	
-8581 振込料		300,000		300,000
-8582 ビジネスダイレクト		500,000		600,000
-8583 税理士報酬		1,800,000		2,000,000
859 諸会費			100,000	
863- 企画涉外部会	5,830,000		5,100,000	
-0001 そば大学費		600,000		400,000
-0004 広報活動費		3,500,000		3,000,000
-0005 ホームページ維持管理		1,000,000		900,000
-0008 会員管理費		730,000		800,000
864- 地域振興部会	2,100,000		900,000	
-0001 国際交流事業費		600,000		200,000
-0003 地域活性化支援事業費		1,000,000		500,000
-0004 そば博覧会費		500,000		200,000
865- 段位認定期会	7,000,000		6,900,000	
-0001 特別認定期会		400,000		400,000
-0002 四段位認定期会費		4,000,000		4,000,000
-0003 認定期会員管理システム費		800,000		200,000
-0005 地方審査員研修支援費		200,000		200,000
-0007 地方審査員用講習会		600,000		100,000
-0009 五段位認定期会費		1,000,000		2,000,000
866- 段位普及部会	2,900,000		2,100,000	
-8661 そば打ち高校選手権費		400,000		400,000
-8662 手打そば普及指導費		900,000		500,000
-8663 そば道普及活動費		500,000		200,000
-8664 子供そば打ち体験事業		1,100,000		700,000
-8665 手打そば教室費		0		300,000
867- 20周年記念事業費	100,000		300,000	
-8671 そば打ち資料映像収集		100,000		300,000
販売費及び一般管理費	57,998,080		58,568,080	
予備費	1,000,000			
積立金	3,000,000		3,000,000	
預り金支出	13,000,000		13,000,000	
営業損益金額	1,121,920		5,971,920	
951- 法人税、住民税及び事業税	1,283,700		1,300,000	
-9512 都法人事業税				
-9513 消費税				
当期支出合計	77,403,700		81,840,000	
当期収支差額	8,716,300		9,700,000	
次期繰越収支差額	28,168,025		26,656,447	
支出合計	105,571,725		108,496,447	

平成29年度 SOBA MEISTER 認証者

DIAMOND SOBA MEISTE (1000単位) 1名

認定単位	氏 名	所 属 団 体
1 1162	奥村 周二	北の郷そば工房

PLATINUM SOBA MEISTE (500単位) 16名

認定単位	氏 名	所 属 団 体
1 685	清水 公美子	やつおそば大楽
2 588	木下 喜良	NPO法人信州そばアカデミー
3 562	柳沢 増雄	NPO法人信州そばアカデミー
4 557	関 信雄	杉戸麺打愛好会小川道場
5 549	鴨井 孝	手打ちそば教室蕎麦善
6 545	上野 敏勝	NPO法人信州そばアカデミー
7 543	稻澤 信之	さいたま蕎麦打ち俱楽部
8 541	土屋 博一	江戸流手打ち蕎麦鶴合之衆
9 538	吉田 勝	分いしかり札幌星置そば道場
10 537	平吹 まき子	北の郷そば工房
11 529	廣澤 幸雄	栃木のうまい蕎麦を食べる会
12 516	今川 隆	永沢寺そば打ち愛好会
13 514	市川 祐助	さいたま蕎麦打ち俱楽部
14 507	長谷川 英司	いしかり手打ちそば同好会
15 505	小林 裕	栃木のうまい蕎麦を食べる会
16 503	螺良 陸子	北の郷そば工房

GOLD SOBA MEISTE (300単位) 27名

認定単位	氏 名	所 属 団 体
1 454	大久保 文司	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会
2 434	近藤 知代恵	ふくいそば打ち愛好会
3 412	田多井 利夫	NPO法人信州そばアカデミー
4 408	岩瀬 正	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会
5 401	田中 高二	ふくいそば打ち愛好会
6 385	片岡 晋一郎	江戸流手打ち蕎麦轟そばの会
7 384	若米 敏夫	江戸流手打ち蕎麦轟そばの会
8 367	竹内 正夫	千葉県そば推進協議会
9 352	高妻 俊作	和泉蕎麦俱楽部
10 347	清宮 高保	さくら蕎麦の会
11 341	安里 炳任	NPO法人信州そばアカデミー
12 336	山本 剛	備中そぱりえの会
13 336	大野 和則	はりまの国麵道俱楽部
14 335	中村 尚一	そば食楽部北竜
15 334	奥田 成子	下河内の里山を守る会
16 329	古川 憲二	江戸流手打ち蕎麦轟そばの会
17 326	田中 憲一	久喜そば俱楽部
18 322	小林 浩	さいたま蕎麦打ち俱楽部
19 316	須藤 久男	北の郷そば工房
20 316	中村 瞳	七望流蕎麦道場
21 315	舟上 陽子	やつおそば大楽
22 314	田仲 悅朗	江戸流手打ち蕎麦轟そばの会
23 310	佐藤 ミヨ子	江戸流手打ち蕎麦轟そばの会
24 309	原口 玉枝	分桜流・彩次郎蕎麦打ち会
25 305	長谷川 勉	札幌蕎道会
26 302	佐々木 則子	いしかり手打ちそば同好会
27 302	深沢 由紀子	上市そば道場

SILVER SOBA MEISTE (200単位) 54名

認定単位	氏 名	所 属 団 体
1 291	増井 孝	いしかり手打ちそば同好会
2 289	藤田 ルツ	江戸流手打ち蕎麦鶴の会
3 286	瀧口 治義	江戸流手打ち蕎麦鶴合之衆
4 283	桑子 政勝	伊勢崎蕎麦ゆうゆう会
5 276	金子 雄二	さいたま蕎麦打ち俱楽部
6 272	赤石 貴子	NPO法人そばネット埼玉
7 271	一宮 良樹	江戸流手打ち蕎麦轟そばの会
8 269	砂野 信	NPO法人フードラボ蕎麦打ち部
9 266	新平 貞巳	和泉蕎麦俱楽部
10 266	山本 修作	NPO法人信州そばアカデミー
11 265	吉岡 鉄史郎	いしかり手打ちそば同好会
12 262	市原 磨	いしかり手打ちそば同好会
13 258	新寄 照幸	常路麵打ち愛好会
14 255	石川 明秀	小山手打ちそばの会
15 255	青山 豊	やつおそば大楽
16 253	三村 幸彦	NPO法人信州そばアカデミー
17 249	原 秀夫	NPO法人信州そばアカデミー
18 248	市川 宗信	栃木のうまい蕎麦を食べる会
19 247	樋口 正一	圏央手打ちそばクラブ
20 247	長嶋 光行	常陸そばの会
21 242	熱田 成治	江戸流手打ち蕎麦鶴合之衆
22 242	小板橋 秀夫	さいたま蕎麦打ち俱楽部
23 241	酒井 富二男	ふくいそば打ち愛好会
24 239	渡部 隆夫	分桜流・彩次郎蕎麦打ち会
25 238	荻原 利喜雄	苦小牧手打ちそば愛好会
26 236	齋藤 スミ	とちぎ菱和会
27 233	折笠 政弘	全十勝手打ち蕎麦推進協議会
28 232	松浦 美佐子	NPO法人越前みやまそば元氣の会
29 228	千川 重之	郡馬奥利根連合そば会
30 228	佐藤 喜代子	ふくいそば打ち愛好会
31 227	牧野 功	永沢寺そば打ち愛好会
32 226	藤井 正	永沢寺そば打ち愛好会
33 226	朝山 政光	夢工房手打ちそばの会
34 222	松田 裕	上市そば道場
35 221	土屋 照雄	江戸流手打ちそば二・八の会
36 220	坂井 和子	上市そば道場
37 219	青柳 良	千葉県そば推進協議会
38 217	高谷 晶美	苦小牧手打ちそば愛好会
39 217	生沼 聖司	せいいち庵そば打ち俱楽部
40 216	谷嶋 公夫	NPO法人そばネット埼玉
41 215	浅見 周司	つくば蕎麦愛好会
42 213	湊 弘美	北の郷そば工房
43 211	鈴木 正代	北の郷そば工房
44 210	長崎 幸村	いばらき蕎麦の会
45 209	秋谷 信一	江戸流手打ち蕎麦鶴の会
46 209	坂本 一夫	江戸流手打ち蕎麦鶴合之衆
47 208	高橋 侑一	NPO法人熊谷そば打ち会
48 207	井上 二郎	神戸手打ちそばの会
49 205	小柳 義則	いしかり手打ちそば同好会
50 203	小林 恵紅子	全十勝手打ち蕎麦推進協議会
51 203	菊池 佳重子	江戸流手打ちそば青山学舎
52 202	有川 美紀子	苦小牧手打ちそば愛好会
53 200	工藤 勉	栃木のうまい蕎麦を食べる会
54 200	加藤 利男	栃木のうまい蕎麦を食べる会

SOBA MEISTER (100単位) 86名

認定単位	氏 名	所 属 団 体
1	199	片野 光詞
2	183	長尾 義則
3	181	藤井 光子
4	179	目黒 卓男
5	179	中尾 真美恵
6	179	山口 満
7	173	林 良一
8	170	横山 芳行
9	169	中嶋 和子
10	168	北川 健
11	167	船山 次朗
12	163	潤田 明子
13	163	田中 豊
14	162	大塚 輝男
15	162	米川 雅子
16	158	川上 勝則
17	157	佐藤 靖子
18	156	宮島 きよ子
19	153	羽豆 良宏
20	151	花島 邦子
21	151	酒井 ヨシ
22	149	道下 昭夫
23	149	西川 朋子
24	147	中野 政光
25	146	田村 勇治
26	146	菅野 俊英
27	144	石井 昭一朗
28	143	瀬戸 治彦
29	142	内藤 満雄
30	142	宮崎 雄三
31	142	徳田 淳子
32	137	大塚 利夫
33	137	千葉 修
34	136	菊池 昭子
35	135	藤原 勝之
36	134	沼田 利幸
37	134	秦 明生
38	132	伊藤 政勝
39	131	福田 順次
40	129	横山 健二
41	129	春日 輝基
42	129	高井 修二
43	126	前浜 静男
44	126	筑比地 仁
45	126	紙谷 幹

認定単位	氏 名	所 属 団 体
46	126	岡田 辰夫
47	125	藤田 昭人
48	125	南雲 勝治
49	124	吉田 久美子
50	123	長澤 行起
51	123	上石 ヒサ子
52	123	長谷川 弘
53	122	福井 久
54	121	江上 由美子
55	121	森本 優
56	120	土谷 賢吾
57	120	經堂 岩夫
58	117	前浜 佳代子
59	117	石井 佐富
60	117	三浦 直伸
61	117	芳澤 正明
62	117	昆 光悦
63	117	三浦 隆
64	115	西中 豊
65	115	磯邊 光男
66	115	道下 千明
67	114	田島 忠明
68	113	渡辺 健晴
69	112	小川 喜久次
70	111	殿内 英司
71	111	豊島 真由美
72	111	紙谷 登喜美
73	110	高橋 正
74	109	篠島 秀夫
75	108	沖田 進
76	107	小松原 茂夫
77	106	千葉 隆
78	105	永沼 知俊
79	105	竹沢 みや子
80	105	長谷川 勝
81	104	諏訪 芳一
82	104	小澤 彰一
83	101	福原 佳津子
84	101	安田 光夫
85	101	花岡 賢郎
86	101	藤野 英雄

# そば打ちイベントに関する 安全衛生管理 ガイドライン



一般社団法人全麺協は  
和食のユネスコ無形文化遺産登録を認識し  
「そば打ちイベントに関する安全衛生管理ガイドライン」を策定し、  
本会及び正会員団体はこれを活動の指針とします。



# もくじ

1 はじめに	02
2 健康・衛生	03
3 原材料等の管理	05
4 設備・道具管理	06
5 食品（手打ちそば）の管理	07
6 そば打ち会場	07
7 水・火気	09
8 事故等の対応	10
9 廃棄物の取扱い	11
参考	12

# 1 はじめに

食の安全に対する関心は日増しに高まり、その要求は食材・食品の安全性として求められています。近年食のイベントが盛んに行われるようになり、そのイベントにおいては食材がどのように作られどのように提供されているかが問われる時代となっていました。

近年、食の安全性を揺るがす問題等が世間の関心時となり、製造者に対し厳しい眼が向けられてきています。問題を起こせば責任が追及され、今まで築いた信頼は一瞬にして崩れさります。

このような状況を踏まえ全麺協は、常に安全衛生を意識し安全・安心な手打ちそばを提供し、お客様への信頼を高めることに努力します。

## 食の安全・安心

- (1) 衛生管理を計画的に実施し、おいしいそばの提供を第一とすること。実施するに当たっては食品衛生責任者を配置するのが望ましい。
- (2) 食材の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し適正な保管を行うこと。
- (3) 設備については常に清掃を行い清潔に保ち、使用のこと。会場が開放の場合床を保護し、ほこり、ちり、衛生害虫が混入しないよう防止処置を講ずること。
- (4) 調理に当たっては、手打ちされたそばは温度管理ができる箇所（低温）に保管し、茹でた後は二次汚染がないよう作業を行うこと。



## 2 健康・衛生

### 2-1 体調管理

食品を扱う従事者は、健康でなければならない。そのため食品衛生責任者は従事者の健康状態を常に把握すること。又、従事者の家族にノロウイルス等の症状が確認された場合は、感染していないことが確認できるまで作業をさせてはならない。

### 2-2 健康管理

- (1) 会員団体には食品衛生責任者を配置するのが望ましい。
- (2) 従事者の健康管理は、食品衛生上必要な健康状態に留意して行うこと。
- (3) 従事者は適時検便検査を実施することが望ましい。(記録は保管のこと)
- (4) 従事者が食品等を介して感染する恐れのある疾病に感染及びその疑いがある場合は、そば打ち等の直接食品に接触する業務に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。
- (5) 夏場には熱中症対策「水分補給」に心がけること。

### 2-3 衛生管理

- (1) 従事者は常に清潔な作業衣を身に着け、髪の毛の落下がないようきちんと帽子を身に着け、作業場内には食品等への異物の混入の原因となり得るものを持ち込まないこと。
- (2) 従事者は、常に爪を短く切り指輪等を外し、作業前や用便後は必ず手指を入念に洗うこと。
- (3) 食中毒を未然に防ぐにはトイレの管理が重要であり、手洗いは丁寧に行い二次汚染を防ぐこと。
- (4) 茹でたそばを盛るときには使い捨ての手袋等を使用し、手指からの二次汚染を防止すること。



## 2-4 アレルギー物質対策

- (1) そばアレルギー体質を持つ人の健康危害の発生を防止する観点から、そばの表示はむろんのこと、小麦、えび、かに、卵、乳及び落花生の「特定原材料」7品目使用した加工食品を提供する場合は表示すること。
- (2) 麺汁についても「特定原材料」7品目を使用している場合は表示すること。



## 2-5 食中毒対策

- (1) ノロウィルスや O-157 等、飲食に起因する健康被害（食中毒）を防止するため以下の三原則を実施すること。
- ア 病原菌を付けない  
イ 病原菌を増やさない  
ウ 病原菌をころす
- (2) 洗剤を使用の場合は鍋や食器に洗剤が残存しないよう十分水洗し乾燥のうえ、洗剤が混入しないよう注意を払うこと。  
容器に入った洗剤は手打ちそばと離して保管・管理すること。



## 2-6 異物混入対策

- (1) 体毛（毛髪等）の混入を防止する為、抜け毛の落下防止には十分注意を払うこと。
- (2) 金属異物混入を防止する為、そば包丁やネギ切カッターなどは使用後刃こぼれがないかを確認すること。金属たわしは崩れやすく破片が混入しやすいので使用禁止のこと。
- (3) ガラス容器・陶器等の持ち込みには気をつけること。
- (4) 屋外におけるイベントでは衛生害虫等やほこり・砂塵の混入が危惧されることから、予防処置を講ずること。

# 3 原材料等の管理

## 3-1 購入に際して

(1) 原材料の購入に当たっては品質を十分確認のうえ購入することが望ましい。

ア 品質を確認するうえで「原料規格書」をメーカーより入手する等が望ましい。

イ 「原料規格書」には次の項目を盛り込むこと。

産地・水分規格・賞味期限など品質を左右する項目

## 3-2 保管管理

(1) 賞味期限を確認し保管のこと。

(2) 原材料は衛生害虫が混入しないよう防止処置を講ずること。

(3) そば粉等は地面に直置きせず、すのこ等の上に置くこと。

(4) 原材料（そば粉等）は冷蔵保管するのが望ましい。

(5) 副資材（タオル・生舟等）は衛生的に保管すること。



## 3-3 原材料の取扱い

(1) そば粉等に異物混入がないよう対策をとること。

(2) 衛生害虫が混入しないよう防止処置を講ずること。

(3) 「連日開催」の場合、保管場所の確認を行うこと。（温度・保管状況）

(4) 小動物に荒らされない（特に夜間対策）よう防止対策を行うこと。

(5) カラス及び野鳥対策（警戒）を行うこと。

(6) 副原材料は、適切な温度・鮮度管理を行うこと。



## 4 設備・道具管理

### 4-1 危険な道具の取扱い

- (1) そば包丁使用時はケガをしないよう注意を払うこと。特に子供そば打ち教室実施時においては注意を喚起すること。
- (2) 切りの作業時には特に安定した場所で行うこと。
- (3) 包丁の清掃は固定台上で行うこと。
- (4) 包丁以外の刃物的な小道具（スクレーパー等）にも十分注意のこと。
- (5) 電動ねぎ切り器や大根おろし器を使用する時は十分注意すること。
- (6) 救急箱は必ず準備すること。

救急箱は  
必ず準備  
しよう！



### 4-2 その他の道具の取扱い

- (1) 設営・準備・撤収の時は作業手袋を着用のこと。
- (2) そば打ち台・切り板はがたつきが無いよう調整すること。
- (3) そば打ち台等そば道具はきれいに掃き清め、傷をつけないよう取扱いに注意すること。



## 5 食品(手打ちそば)の管理

### 5-1 食品(手打ちそば)の管理

- (1) トレースできるように、誰がいつ打ったそばかを記入しておくこと。
- (2) 手打ちされたそばは速やかに冷蔵保管すること。
- (3) 冷蔵保管設備がない場合は、クーラーボックスを準備すること。
- (4) 冷蔵保管が出来ない場合は、風通しの良い冷暗所に保管のこと。
- (5) 許可のない生そばの販売は禁止とする。



## 6 そば打ち会場

### 6-1 会場整備

- (1) 保健所の衛生指導に従うこと。
- (2) 従事者全員が会場全体の状況を把握できるよう心配りすること。
- (3) 食材と周囲の衛生管理、安全性の確保に細心の注意を払い、事故のないよう周知徹底すること。

### 6-2 そばのデモ打ち

- (1) そば打ち台周辺に不必要的道具や私物を置かないこと。
- (2) デモ打ち実演を行う時は、周囲を囲むのが望ましい。
- (3) そば打ち台の下はドライな場所とし、床等は養生シートを敷くこと。

## 6-3 そば打ち場への部外者対応

- (1) そば粉や食材・道具など盗難に遭わないよう管理すること。
- (2) 部外者にいたずらされないよう、作業場にむやみに入れないこと。
- (3) 特に強化しなければいけない場所では、「部外者立入禁止札」や「看板等」の設置を行うこと。
- (4) 実行委員会等とセキュリティー関連について協議を行うこと。



## 6-4 屋外・屋内での活動時の留意点

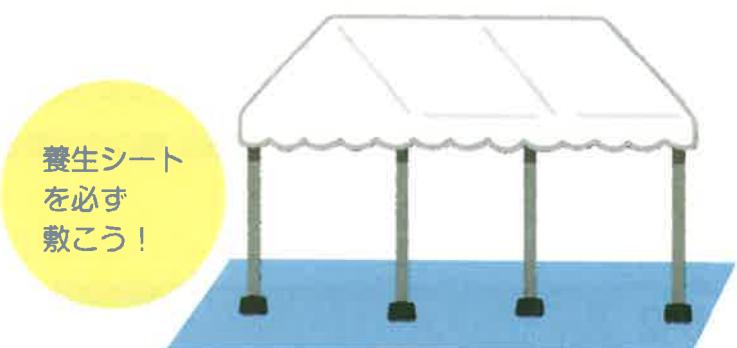
### 【屋外】

- (1) 養生シートを必ず敷くこと。
- (2) 風が吹いても砂塵がたたないようにすること。
- (3) 突風が吹いても「テント」の強度が確保できていること。
- (4) 虫やハエあるいはカラス対策など環境整備を行うこと。
- (5) 作業動線がスムースになっていること。



### 【屋内・屋外共通】

- (1) 実行委員会と緊急対応の打ち合わせを行っておくこと。
- (2) 地震や災害時等会場付近の避難場所を確認しておくこと。
- (3) 怪我などに対する「イベント保険」等に加入することが望ましい。
- (4) ごみの分別は、実行委員会の指示どおりに行うこと。



# 7 水・火気

## 7-1 使用水等の管理

- (1) 作業場で使用する水は、食品製造用水（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において定められた食品製造用水をいう。）であること。
- (2) 会場で上記の水が使用できるか確認しておくこと。
- (3) 水道水以外の水を使用する場合は、殺菌した水又は浄水装置で浄化された水を使用すること。
- (4) 茹でたそばを冷却するための氷は、汚染のない氷を使用のこと。



## 7-2 火気等の管理

- (1) 実行委員会や消防署の指導がある場合は指示に従うこと。
- (2) ガスボンベや都市ガスホースの点検をその都度行うこと。
- (3) バーナーの周りには可燃物を置かないこと。
- (4) バーナーとガスボンベは適正な距離が確保されていること。
- (5) 風に対するフードや雨などの対策を行うこと。
- (6) カセットボンベ使用の場合は、適正に使用すること。
- (7) 可燃物などの全体が法令などに基づいた設置基準に合致していること。
- (8) 消火器は必ず準備すること。



# 8 事故等の対応

## 8-1 不良品の対応

- (1) 異物混入が危惧された場合にはトレースを行い原因が特定できた場合には会の責任者と食品衛生責任者が良品・不良品の仕分けを行うこと。
- (2) 原因が特定できない場合には廃棄処分とすること。
- (3) 事故が起きることを想定しての場合
  - ア PL 保険・イベント保険に加入することが望ましい。
  - イ 依頼された団体と責任区分を明確に書面で交わしておくことは重要である。

## 8-2 緊急時（事故時等）の対応

緊急時に対応する為、緊急連絡先を調べておくこと。

- (1) ケガ人等が発生した場合
- (2) 異物混入等クレームとなりうる事例が発生した場合
- (3) 従事者が体調不良等を訴えた場合
- (4) その他緊急連絡を必要とされた場合
  - ア 状況によって対応策は異なるが、会の代表にまず連絡し対応を迅速に決定すること。
  - イ 下記の連絡先を確認しておくこと
    - ・地元の保健所の電話番号
    - ・地元の病院の電話番号
    - ・消防署、警察署
    - ・その他必要と思える連絡先

緊急時の  
連絡先を  
調べよう！



## 9 廃棄物の取扱い

### 9-1 <廃棄物は適切に行うこと。>

- (1) 廃棄物は分別し、持ち帰ること。
- (2) 主催者が廃棄物の廃棄に同意した場合には分別して依頼すること。



## 参考

### イベントに参加する場合の用件

＜臨時店舗での営業、地域活動等の場合＞

「イベントに伴う食品取り扱い届」が必要な場合

地域活性化等の目的で自治体、公民館等が実施するイベント等（非営利目的）で食品を調理又は販売する場合。

※私たちが、地域のイベント等でそば打ちを提供する場合は、これに該当する。

但し、各自治体により取り扱いが異なるので、出店する場合は、各自治体の指導を仰ぐこと。

### 食品衛生責任者資格取得推進

食品衛生に専門的な知識を有する食品衛生責任者の配置のもとイベントに参加するのが望ましい。

【食品衛生責任者の資格要件】

(1) 各自治体が主催する養成講習を受講することで食品衛生責任者になれる。

(2) ただし以下の者は養成講習受講が免除される。

- ・医師、歯科医師、薬剤師等
- ・調理師、船舶料理士、食品衛生管理者、食品衛生監視者等

(3) 養成講習

講習時期等は各講習機関によって異なるが、講習カリキュラムは、全国統一であり、1日間の講習により食品衛生責任者の資格が授与される。



(4) 食品衛生責任者の役割

ア 担当する施設又は部門の衛生管理を行う。

イ 食品衛生管理上の不備、不適事項を発見した時には営業者に改善するよう直ちに進言する。

ウ 不備、不適事項を発見した時は、営業者自身が食品衛生責任者の場合には、直ちに改善のための措置を講ずる。

エ 施設内における食品の取扱が衛生的に行われるよう従事者の衛生教育に努める。

オ 自主管理記録簿へ記入する。

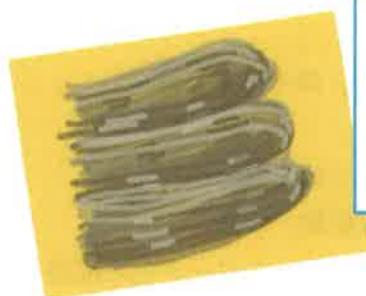
## トレースの重要性

手打ちしたそばに異物混入が危惧された場合（例：そば切り包丁の刃こぼれが確認された）には、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、疑いのある製品を隔離し廃棄処分する必要がある。

どこで刃こぼれし破片が入ったかわからない場合に備えて、トレースできるように打ったそばと一緒に生舟に名前・時間及び何回目かを記入した紙片を入れておくことで廃棄の量を最小限に抑える事が出来る。

### [事故例]

5人でそば打ちを行いそのうちの1人 Aさんがそばを3回打った後、包丁に刃こぼれしていることが確認された。この場合 Aさんの手打ちしたそばに異物混入が危惧されるため、名前・時間・何回目かを書くことによって、被害を最小限に抑えることが出来る。



全麺 太郎  
am11:00  
2回目

作成日 2017年11月26日

# 一般社団法人 全麺協 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全麺協と称する。

(経 緯)

第2条 当法人は、平成4年に開催された「世界そば博覧会in利賀」を開催協力した自治体等により結成された「全国麺類文化地域間交流推進協議会」の設立20周年記念を契機として同協議会の事業を引き継ぐ。

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目4番地に置く。

(目的)

第4条 そばを通しての人間形成を目指し、心豊かで潤いのある生活の実現を図るとともに、地域活性化に取り組む各種団体と連携し、相互扶助と協働の精神に基づいたそばによる地域振興を進めることを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「そば道」理念の研究と普及推進
- (2) 「素人そば打ち段位認定制度」の確立と普及推進
- (3) 関係団体と連携した「そばによる地域振興」の推進
- (4) そばによる地域振興に関わる人材育成とネットワーク化の推進
- (5) 全国各地に伝わる「郷土そば」の研究と保存活動の推進
- (6) 和食としてのそば文化に関する情報提供と交流
- (7) その他当法人の目的達成に必要な事業

(公 告)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第7条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

(種 別)

第8条 当法人の会員は次の4種とし、(1)と(2)の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の総会で定める会費を納入している団体
- (2) 地方公共団体正会員 当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体で、当法人の総会で定める会費を納入している地方公共団体
- (3) 地方公共団体賛助会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動と連携賛助する地方公共団体
- (4) 一般企業等賛助会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の総会で定める会費を納入し、当法人の活動に協力賛助する団体

#### (入会)

第9条 当法人に会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書および活動を紹介する資料を該当する支部長を通じて理事長に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体賛助会員および一般企業等賛助会員は、入会趣意書を該当する支部長を通じて理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は支部長から提出された入会申込書および関連資料、一般企業等賛助会員から提出された入会趣意書について精査して入会の許否を決定するものとする。

#### (経費負担)

第10条 会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

#### (除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員の資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかつたとき。
- (2) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律上の社員とし

ての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

#### (種 別)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (構 成)

第16条 社員総会は、すべての正会員および地方公共団体正会員をもって構成する。

#### (議決権の数)

第16条の1 社員総会における議決権の数は以下による。

(1) 正会員の団体に加入所属しており、当法人の趣旨に賛同して総会で定める規定により当該団体の個人会員として納入基準額を当該年4月1日までに納入している者の人数に応じて次の区分による票数行使ができるものとする。

1人から99人まで	1 票
100人から149人まで	2 票
150人から199人まで	3 票
200人から249人まで	4 票
250人以上	5 票

ただし、一団体会員5票をもって最高とする。

(2) 地方公共団体正会員の議決権は1票とする。

#### (権 限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬等
- (4) 事業計画および收支予算並びにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散並びに解散した場合の残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

#### (開 催)

第18条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、正会員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議 長)

第20条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決 議)

第21条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(議決権の代理行使)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができます。

(決議および報告の省略)

第23条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事が署名又は記名押印する。

## 第4章 役 員

(役員の設置)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうちから、理事長1名と副理事長3名以内を定める。

3 理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める代表理事とする。

(選任)

第26条 理事及び監事は、理事会において推挙し、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## 第5章 顧問、相談役、参与

第30条 当法人に、顧問、相談役および参与を置く。

2 顧問、相談役および参与の委嘱手続等については別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるものほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事および監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議および報告の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名または記名押印する。

## 第7章 部 局

(部局の設置)

第38条 理事会の業務を執行する機関として部、部会及び事務局を設置する。

2 部局に関する事項は理事会が決定する。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、

直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前記の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、担当理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

#### (剰余金の分配の禁止)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### 第9章 解 散

#### (解散)

第43条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

#### (残余財産)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第10章 委員会

#### (委員会)

第45条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第11章 支 部

#### (支 部)

第46条 当法人は、理事会の決議により支部を置く。

- 2 支部は第4条の目的に基づき、当該支部に関する事業を行う。
- 3 支部は第26条第1項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦をすることができる。

## 第12章 附 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-261-5

設立時社員 特定非営利活動法人 そばネット埼玉

福井県福井市瀬ヶ口町第24号2番地1

設立時社員 特定非営利活動法人 越前みやまそば元気の会

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(施行日)

第50条 本定款は平成26年5月1日から施行する。

2 本定款は平成28年4月1日から改正施行する。

ただし、第16条の1の議決権の数の条項は、平成29年度総会から施行する。

3 本定款は平成28年5月14日から改正施行する。

4 本定款は平成29年5月14日から改正施行する

# 一般社団法人全麺協定款施行細則

## (総則)

第1条 一般社団法人全麺協定款（平成26年5月1日制定・施行、以下「定款」という。）  
第46条の規定に基づき、一般社団法人全麺協定款施行細則（以下「細則」という。）  
を定める。

## (会員)

第2条 定款第8条の規定に基づき、会員の区分は入会申請時、会員が自主的に判断し、  
決定する。

## (入会申込等)

第3条 定款第9条第1項に規定する「入会申込書」は様式第1号とし、「活動を紹  
介する資料」は、団体の規約、事業の実績等（直近の総会資料等）、会員名簿、  
その他特に理事会から提出を求められたものとする。

ただし、一般企業等賛助会員にあっては、「活動を紹介する資料」を省略すること  
ができる。

- 2 入会を希望する者は、定款第45条第1項に規定する支部の長（以下「支部長」  
という。）に「入会申込書」及び「活動を紹介する資料」を提出するものとする。
- 3 支部長は前項の入会申込書が提出されたときは、記載事項、添付資料を確認し、速  
やかに本部事務局に送付するものとする。  
この場合、支部長は提出された入会申込者に関しての意見を添えることができる。
- 4 定款第10条の規定に基づく会費の納入期限は、当該前年度の3月31日とするが、  
地方公共団体正会員は4月1日とする。  
ただし、新入会および年度途中に入会を許可された者の入会金及び会費は、理事長  
が指示した期限までに納入しなければならない。

## (変更届)

第4条 会員は、入会申込書に記載された団体の名称、代表者の氏名、住所又は所在  
地及び連絡先を変更した場合は、様式第2号の「変更届」を、速やかに支部長  
に提出しなければならない。

- 2 支部長は、前項の変更届が提出されたときは、その内容を確認し、速やかに本部事  
務局に送付するものとする。

## (退会届)

第5条 定款第11条の規定に基づく退会については、様式第3号の「退会届」を支  
部長に提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の退会届が提出されたときは、その内容を確認し、速やかに本

部事務局に送付するものとする。

(費用弁償)

第 6 条 定款第 17 条第 3 項に規定する費用の弁償についての定めは、別表「国内旅費規程」のとおりとする。

(理事会の構成)

第 7 条 定款第 30 条に規定する理事会への役員以外の傍聴出席は、理事会に諮り、許可することができる。ただし、議事内容によっては退席させることがある。

(定めの無い事項)

第 8 条 この細則に定めの無い必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

付則

- 1 この細則は、平成 26 年 5 月 17 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 この細則は、平成 29 年 5 月 14 日から改正施行する。

## 国 内 旅 費 規 程

### (目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人全麺協(以下「全麺協」という)の業務遂行のため、日本国内を旅行する役員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、全麺協業務の円滑な運営に資するとともに、経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2. 全麺協事務局長および担当部長は、会議や事業の日程編成および開催通知を適切に行い、旅費の支出が必要最小限となるよう努めなければならない。

### (旅費の支給)

第2条 全麺協が主催する会議や事業に出席または業務の従事、講義、指導した役員等に対して旅費を支給する。

### (旅費の種類)

第3条 旅費の種類は鉄道運賃、船賃、航空運賃、車賃、日当、宿泊料とする。

### (鉄道運賃)

第4条 鉄道運賃の額は普通鉄道運賃及び普通特急(新幹線を含む)座席指定料金とする。

### (船 賃)

第5条 船賃の額は一等客室の料金とし、往復割引料金がある場合は割引料金とする。

### (航空運賃)

第6条 航空運賃の額は普通航空料金(エコノミー席)とし、往復割引料金がある場合は割引料金とする。

### (車 賃)

第7条 バス等公共交通機関の使用を原則とし、バス等の利便が無い場合、自家用車の使用は自宅から最寄り駅までとする。タクシーの使用は、原則として行わない。

2. 車賃は1キロメートル当たり30円とする。
3. 有料道路使用料、駐車料については実費額を支給する。
4. 旅行先でやむを得ずタクシーを使用した場合は、実費額を支給する。

### (日 当)

第8条 日当は、会議などの出席日数に応じて1日当たりの定額により支給する。会議出席に要した前後の期日についての日当は、原則として支給しない。

2. 日当の額は、会議の場合1日5000円、半日2,500円とする。また、全麺協が主催する事業に従事する場合は1万円以内とし、事前に担当部長が事務局長と業務内容を協議のうえ支給額を決定する。

### (宿泊料)

第9条 宿泊日数の算出は、会議などに出席する必要最小限の日数とする。

2. 宿泊料は1日につき12,000円とするが、東京23区内は15,000円とする。

(鉄道運賃及び航空運賃の計算)

第10条 旅費は、会議等に出席する者の現住所に最も近い当該地方の主要駅又は空港を起点として、会議等の開催場所に最も近い主要駅まで、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。

2. 前項において、天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の支給方法)

第11条 旅費は、会議等に出席した者の請求により、当該会議等当日の現金支払い又は後日の銀行振込によって支払う。但し、切符、宿泊券等を事前に又は会議当日に交付する方法によって支給することができる。

2. 旅費の支払いを受けようとする者は、別に定める旅費計算書に必要な事項を記入し担当部長を経由して事務局長に提出しなければならない。
3. 会議や事業を担当する部長は、事務局長から事前に旅費の概算支払いを受け、会議などの終了後に旅費計算書を提出して残額を清算する事ができる。

(海外旅行)

第12条 海外を旅行する場合は、この国内旅費規程に準じて担当部長が事務局長と事前協議のうえ決定する。

(旅行中の事故)

第13条 旅行中に発生した事故については、全麺協は原則としてその責任を負わないが、全麺協が加入する役員旅行傷害保険の範囲内で補償する。

(補 則)

第14条 この規程に定めるもののほかに、旅費支給に関して必要な事項が生じた場合は、理事会の決定を経て理事長が別に定める。

(附 則)

- 1 本規程は、平成23年5月14日から施行する。
- 2 本規程は、平成26年5月17日から施行する。
- 3 本規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 顧問、相談役、参与委嘱に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、定款30条に基づき顧問、相談役、参与を委嘱する場合の基準、方法その他委嘱に必要な事項について定めることを目的とする。

### (顧問)

第2条 本法人の顧問は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

- ① 本法人の事業発展向上のために有益な助言および活動をなしうる者
- ② 本法人の事業に関し造詣が深く、指導的見解を有する学識経験者又は既に全国審査員として8年以上委嘱されていた者

### (相談役)

第3条 本法人の相談役は、次の各号の一に該当する者のうちから選任する。

- ① 本法人の理事長として4年以上就任した者
- ② 本法人の副理事長として6年以上就任した者
- ③ 本法人の理事又は監事として8年以上就任した者

### (参与)

第4条 本法人の参与は、前2条に該当する者以外の者であって、本法人に対する功績の大なるもののうちから選任する。

### (選任および委嘱の方法)

第5条 本法人の顧問、相談役および参与は、前3条に該当する者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

### (任期)

第6条 本法人の顧問、相談役および参与の任期は2年とし、重任を妨げない。

### (顧問、相談役および参与の職務)

第7条 本法人の顧問および相談役は、理事長の諮問に答えるほか、本法人の運営について意見を述べることができる。

2 本法人の参与は、名誉職とし、本法人の重要行事に際して特別招待し、厚く遇するものとする。

### (総会への出席)

第8条 本法人の顧問および相談役は通常総会又は理事長が特に必要と認めた会議に出席し、議長の求めに応じて発言できるものとする。ただし、議決権は有しないものとする。

### (報酬等)

第9条 本法人の顧問、相談役および参与の報酬は、原則として無給とする。ただし、相談役等が本法人の業務遂行のために出張した場合は実費を支給するものとする。

付則 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

# 会費納入規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全麺協（以下「本会」という。）定款第10条に定める会費及び入会金の納入についての必要事項を定め、適正な会費管理を行うことを目的とする。

## 第2章 会 費

### (会費等)

第2条 本会に入会しようとする者は、次に定める年会費並びに入会金を納入しなければならない。

(1) 単独の団体又は連合体の団体で法人に加盟している正会員の会費は、一団体会員あたり 15,000 円を基礎年会費とし、これに前年度 3 月 31 日現在で当該正会員の団体に所属加盟している者のうち、当法人の全麺協素人そば打ち段位認定制度（以下「段位認定制度」という）による段位を認定されている個人の納入基準額を一人当たり 2,000 円定め、個人の数に乘じた額を加算してその正会員の年会費とする。

ただし、当該正会員の団体に所属加盟している者のうち段位を認定されていないが、当法人の趣旨に賛同し事業に参加を希望する個人の納入基準額は 2,000 円とし、本項前段と同様に取扱い、当該正会員の年会費に加算するものとする。

(2) 地方自治体正会員の会費は、1 会員あたり年額 90,000 円とし、これに 4 月 1 日現在で当該正会員に所属する個人会員数に一人当たり 2,000 円を乗じた額を加算してその正会員の年会費とする。

ただし、当該正会員の団体に所属加盟している者のうち段位を認定されていないが、当法人の趣旨に賛同し事業に参加を希望する個人の納入基準額は 2,000 円とし、本項前段と同様に取扱い、当該正会員の年会費に加算するものとする。

(3) 段位認定制度による段位を認定されているが、全麺協正会員の団体に加入していない者および段位の認定は受けていないが当法人の趣旨に賛同して事業に参加を希望する者（以下「特別個人会員」という）は、納入基準額は年額 5,000 円とする。

(4) 一般企業等賛助会員の会費は、一口年額 50,000 円とする。

(5) 全麺協正会員の入会金は 1 会員 10,000 円とする。

(6) 年度途中に全麺協に入会した正会員の会費は、年額納入するものとする。

ただし、年度途中に個人会員となる者がいるときも納入基準額の算定は、当該会計年度 3 月 31 日現在で行うものとする。

(7) 既に納入された年会費は、返却しないものとする。

### (納入方法及び期限)

第3条 会費納入は、本会指定の納入方法に従い、納めるものとする。

2 納入期限は、当該前年度の3月31日とするが、地方公共団体正会員は4月1日とする。ただし、新入会及び年度途中の入会者は、この限りではない。

(臨時会費)

第4条 本会の運営に必要あるときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することが出来る。

(会員種別間の移行時の会費)

第5条 年度内に会員種別を変更するときは、その差額を納付することとする。ただし、会費が減額される場合はその差額は返却されない。

(会員資格の喪失)

第6条 定款第13条第1号による会員資格の喪失は、理事会の議決を経て、当該会員へ文書で通知することにより完了する。

(権利の回復)

第7条 定款第13条第1号によって喪失した権利は、会費納入をもってその権利を回復するものとする。ただし、未納であった期間に遡及して、その権利の行使を要求することはできない。

(再入会)

第8条 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて規定の入会申込書を提出するものとする。

2 前項の再入会申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際、未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

## 第4章 雜 則

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成29年5月14日から改正施行する。

一般社団法人 全麺協

# 素人そば打ち段位認定制度基本要綱

## 第1条 目的

この要綱は、一般社団法人全麺協(以下「全麺協」という。)が実施する素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という。)に関し、その円滑な運営を図るため、基本的必要事項について定めることを目的とする。

## 第2条 段位認定制度の趣旨および目標

「そば」は我が国の長い歴史と地域の食文化の中で育まれ、全国のふるさとを代表する食物として日本人の日常生活の中で脈々と受継がれている。更に、そばを含む「和食」がユネスコ無形文化遺産として登録され関心が高まりつつあり、この伝統的な「手打ちそば」の文化は、「安全で健康な食品への志向」、「手作り文化の復活」、また、中高年齢層を中心とした人たちが「余暇を有効に活用するための趣味」として、全国的な広がりが見られる場合である。全麺協は、この気運を更に発展させるため、そば打ちを職業としない「素人」を対象に「そば打ち技能の習熟度」、「そばの普及活動による地域振興の貢献度」、「そばに対する取組み姿勢や態度」、「そばに関する知識の習得度合」等を審査し、全麺協の定める基準に基づき「段位」を付与する制度を制定した。この制度は全麺協の目的であるそばを通じの人間形成を目指し、心豊かで潤いのある生活の実現を図るとともに、地域活性化に取り組む各種団体と連携し、相互扶助と協働精神に基づいたいわゆる「結い」の精神に基づくそばによる地域振興を進めることに寄与し、そばに親しむ人が全麺協が定める「そば道」を極めることを目標とするものである。

## 第3条 段位認定部および段位普及部

全麺協定款第37条に基づく「段位認定部」および「段位普及部」の組織は次のとおりとする。

- (1) 段位認定部、段位普及部に部長を置き、部長は理事長の指名により理事をもってあてる
- (2) 段位認定部及び段位普及部の構成員は、段位認定部長および段位普及部長の推薦により理事会の承認を受け理事長が指名する。

## 第4条 段位認定部および段位普及部の任務

- (1) 段位認定事業部段位認定部会の任務は、次の各号に定める通りとする
  - ① 段位認定会における合格者に対する段位の付与業務
  - ② 「そば道」理念の設定と普及推進
  - ③ 段位認定登録者(以下「認定登録者」という)の管理
  - ④ 素人承認届の管理
  - ⑤ 段位認定会の技能審査、書類審査等のあり方および審査方法の検討

- ⑥ 段位認定会の開催の審査等
  - ア 段位認定会開催会員の指定
  - イ 段位認定会開催の指導および支援
  - ウ 段位認定会開催時の審査員の指名
  - エ 段位認定会開催結果の確認
- ⑦ 段位認定審査員の選考および認定手続
  - ア 特任審査員の推薦
  - イ 全国審査員を選考し第10条に定める「段位認定審査員選考委員会」(以下「審査員選考委員会」という)への推薦
  - ウ 地方認定審査員(以下「地方審査員」という。)任用講習会の実施
  - エ 地方審査員認定申請者に対する書類審査及び審査能力の判定と選考委員会への推挙
  - オ 各審査員台帳の管理
  - カ 各審査員の更新手続の実施
- ⑧ 段位認定審査員の審査能力向上対策の実施
  - ア 特任審査員、全国審査員会議の開催および統一見解の検討
  - イ 地方審査員技術研修会の実施および指導
  - ウ 段位認定会における審査結果の分析および指導
- ⑨ 段位認定会の実施及び開催指導
  - ア 地域認定会、支部認定会の開催指導
  - イ 全国認定会(四段位、五段位認定会)認定講習会の実施
  - ウ 全国認定会(四段位認定会)書類審査の実施
  - エ 全国認定会(五段位認定会)一次審査及び筆記試験の実施
  - オ 全国認定会(五段位認定会)本審査の実施
- ⑩ 段位認定制度関係規定等の検討及び改正手続
- ⑪ その他段位認定制度の運営全般に関する事項

## 2 段位認定事業部段位普及部会の任務は、次の各号に定めるとおりとする

- ① そば打ち技術の普及
  - ア 全麺協認証そば打ち教室、道場の開設承認
  - イ 全麺協認証そば打ち教室、道場への指導員の派遣
  - ウ 段位認定受験希望者に対するそば打ち技術指導
  - エ 全麺協主催そば打ち技術講習会の開催
- ② 指定指導員の運用
  - ア 指定指導員会議の開催
  - イ 指定指導員による新規段位認定受験希望者への普及活動の実施
  - ウ そば博覧会等におけるそば打ち体験教室の実施
- ③ 郷土そば打ち技術の保存および継承
  - ア 郷土そば打ち技術の映像保存

## イ　郷土そば打ち技術の研究と継承

### 第5条 素人の定義

段位認定制度に於いて、「素人」とは「そばの専門家でなく、それを職業としていない者」とするが、次の各号に定める事項は「素人」と認定するものとする。

- (1) 前条第2項第1号に定める「全麺協認証そば教室」でそばに関する知識、技術の指導を行い相応の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
- (2) 全麺協が開催するそば博覧会のそば打ち体験教室等でそばに関する知識、技術を指導し相応の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
- (3) 地方公共団体又はこれに準ずる団体の施設(道の駅、公民館等)においてそば打ち体験教室等を開催し、そばに関する知識、技術の普及に努めたと認められる場合には日当等の支給を受けても「素人」と認定する

2 段位認定者が前項各号の一に該当するときは、様式第3号「素人承認届」を、全麺協会員を通じて全麺協事務局に提出しなければならない。

この承認届を受理した全麺協事務局は、段位認定事業部に報告し、その経緯を明らかにしておかなければならない。

3 前2項に関わらずそば道段位認定制度の目的から見て「素人」であるか否かの判断で疑義が生じたときは、段位認定部において検討し判断するものとする。ただし、重要な事案については、理事会に報告するものとする。

### 第6条 段位認定会の受験資格

- (1) 「段位認定審査初段位認定会」は「何人」も受験することができる。ただし、段位認定者は、地域におけるそばの活動等を行う指導者としての役割が求められていることから、最小対象年齢を「13歳」とする。
- (2) 二段位以上の段位認定会を受験する者は、全麺協定款に基づき制定された会費納入規程の定めにより、全麺協正会員の年会費に個人会員として年間の納入基準額2,000円を、正会員団体に所属していない者は特別個人会員としての納入基準額5,000円を納付していなければならない。

ただし、高校生以下の学生は、全麺協正会員団体に所属しておらず納入基準額2,000円を納入していない者又は会費納入規程第2条第3項に定める特別個人会員としての納入基準額5,000円を納入していない者であっても受験することができるものとする。

- (3) 段位別受験資格、再受験までの期間、受験の条件等については別に定める。

### 第7条 段位認定制度審査基準規程及び審査方法

段位認定制度審査基準規程(以下「審査基準規程」という。)および審査方法は、別に定める。

2 審査基準規程及び審査方法等の策定又は改定は段位認定部が行う。ただし、重要事項の改定は理事会の承認を受けるものとする。

## 第8条 段位認定会

段位認定制度による段位は、原則として全麺協会員が全麺協の承認を受けて開催した、次に定める段位認定会における審査により認定するものとする。

### (1) 地域認定会

初段位及び二段位は、全麺協会員が開催する「地域認定会」において認定する。

この認定会は、初段位及び二段位の認定会を、全麺協会員が原則として毎年度一回開催することができる。

地域認定会は、原則として2日間とし一日の受験者は一組12名で4組最大48名までとする。ただし、一日間の場合は一組12名で5組最大60名とすることができる。なお、多数の応募者があり、2日間以上の認定会開催が必要と認められるときは、段位認定部会と協議するものとする。

### (2) 支部認定会

三段位は、支部毎に全麺協会員が開催する「支部認定会」において認定する。

この認定会は、各支部内で原則として毎年度2回開催できるものとする。ただし、特別な事由があるときは、段位認定事業部と協議の上この基準を超えて開催することができるものとする。

なお、支部認定会の受験者数については、前項を準用するものとする。

### (3) 全国認定会

四段位及び五段位は、全麺協が開催する「全国認定会」において認定する。四段位認定会は、全麺協が、毎年度全国で1か所開催するものとし、五段位認定会は、毎年に一回開催する。ただし、四段位、五段位認定会とも、特別な事由があるときは、理事会の承認を得て上記の基準を超えて開催することができるものとする。

なお、全国認定会の技能審査又は本審査の受験者数については、(1)項を準用するものとする。

また、全国認定会の運用に関する細部事項については、別に定める。

## 第9条 段位認定会の開催手続

前条に基づき全麺協会員が、段位認定会を開催するときは、開催日の3カ月前までに、所属支部を通じて全麺協事務局に様式第1号「段位認定会開催申請書兼後援申請書」を提出し、段位認定部の書類審査を経て理事長の承認を受けるものとする。

なお、前条の段位認定会の審査員は、段位認定部が選考する。

### 2 地域および支部認定会は、受験者が15名以上になるよう努めるものとする

ただし、高等学校等において段位認定会を行う場合等で特別な事由のあるときはこの限りではないものとする

### 3 前項により、段位認定会を開催した全麺協会員は、認定会終了後20日以内に様式第2号「段位認定会開催結果報告書」により、全麺協事務局に報告しなければならない。

なお、各認定審査員の審査結果についても、同時に報告しなければならない。

### 4 段位認定会を開催する全麺協会員は、段位認定部会が作成した「素人そば打ち段位

認定会開催と運営の手引き」等を参照し、できる限り全国統一した基準により、段位認定会が実施されるように努めなければならない。

## 第 10 条 審査員選考委員会

段位認定会の技能審査およびその他の審査を公平・公正かつ適正に実施するため、その審査を行う審査員を選考する「段位認定審査員選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を設置する。

- 2 選考委員会の構成および運営については別に定める。

## 第 11 条 認定審査員

段位認定会における審査を公平・公正かつ適正に行うため、全麺協に次の審査員を置く。

### (1) 特任審査員

特任審査員は、全麺協顧問、相談役、参与および全国審査員の経歴を有する者の中から適任者を理事長が委嘱する。

### (2) 全国審査員

全国審査員は全麺協五段位認定者で、五段位に認定後二年以上経過している者で全麺協会費納入基準に定める個人として納入基準額を納付している者の中から次の条件を満たす者を「選考委員会」が選定し、理事会の承認を経て理事長が任用する。

- ① 全麺協の活動に積極的に貢献している。
- ② そばに関する高度な知識を有している。
- ③ 素人そば打ち段位認定制度に精通している。
- ④ 公平・公正な技能審査実績を有し、人格的に優れている。

全国審査員はすべての段位認定会審査ができるものとする。

### (3) 地方審査員

地方審査員は、四段位に認定され、全麺協が実施する「地方審査員任用講習会」の受講を修了し、段位認定部会における書類審査を経て、「選考委員会」で適任であると認める者で全麺協会費納入規程に定める個人として納入基準額を納付している者を理事会に報告し任用する。

地方審査員は、既に任用されている三段位認定者は初段位認定会、四段位認定者は初段位及び二段位認定会、五段位認定者は初段位、二段位及び三段位認定会における審査ができる。

- 2 地域認定会および支部認定会における審査委員長は、全国審査員または本基本要綱第 14 条に定める指定指導員若しくは段位認定部が適任であると認めた者でなければ選任することはできないものとする。
- 3 四段位及び五段位認定会においては、受験申込み時、所属団体の代表者の推薦を受けることとなっているが、この推薦された者が受験する段位認定会には、当該推薦者は審査員となることはできないものとする。

## 第 11 条の 2 名誉師範、師範、師範代

前条第 1 項の特任審査員として委嘱していた審査員で、段位認定制度の発展に多大な功績があり、かつ、一般社団法人全麺協の運営に大きな貢献をした審査員に対して理事長が、名誉師範、師範、師範代のいずれかの称号を授与することができるものとする。

前項の称号については、審査員としての委嘱年数、審査回数、貢献度等を総合的に勘案して理事長が決定するものとする。

## 第 12 条 段位認定会における審査員数

段位認定会の公平・公正を期すため、次の各号に定める複数の審査員による審査を行うものとする。ただし、この基準に依りがたいときは段位認定事業部と協議するものとする。

- 1 基本要綱第 8 条第 1 号で定める「地域認定会」における審査員は 5 名以上で、全国審査員および地方審査員で構成するものとする。
- 2 基本要綱第 8 条第 2 号で定める「支部認定会」における審査員は 5 名以上で、全国審査員および地方審査員で構成するものとする。
- 3 基本要綱第 8 条第 3 号で定める「全国認定会」における審査員は 5 名以上で、特任審査員および全国審査員で構成するものとする。

## 第 13 条 書類審査選考員および筆記試験等審査官の指名

四段位の書類審査および五段位認定会一次審査における問題、課題の作成および採点作業等は、別に定めるところにより行うものとする。

- 2 五段位認定会の、筆記試験および意見発表審査の審査官は、段位認定事業部で学識経験者、地域振興専門家及び全麺協役員等の中から適任者を選定し、理事長が委嘱するものとする。

## 第 14 条 指定指導員

- (1) 全麺協に指定指導員を置く
- (2) 指定指導員は、段位普及部長が四段位又は五段位に認定されている者の中からそばに関する高い知識及び技能を有し、かつ人格的にも他から尊敬され、そば打ち指導者として段位認定制度の普及に貢献できると認められる者で、全麺協会費納入規程に定める個人会員として納入基準金額を納付している者の中から推挙し、理事長が指名した者をもってあてる
- (3) 指定指導員は、段位普及部長の指示により第 4 条第 2 項の任務を遂行するものとする
- (4) 指定指導員の運用に関する事項は、別に定める

## 第15条 全麺協認証そば道場の開設

- (1) 全麺協は、会員から申請があったときは、そば打ちの技術・知識の普及を図るために全麺協が認証するそば打ち道場（以下「認証道場」という）の開設を承認し、これを運営させることができるものとする
- (2) 前項の認証道場の開設手続、運用に関する事項は別に定める。

## 第16条 段位認定登録者等の管理

全麺協は、第9条の規定により、段位認定会開催会員から、段位を認定した者の報告を受理したときは、「段位認定登録者名簿」に登載し管理するものとする。

段位認定会を開催した全麺協会員は、段位認定会に応募した者、受験応募したが受験できなかった者、棄権した者、不合格になった者、失格した者については、全麺協事務局に報告するものとする。全麺協事務局は、報告を受理したときは、それぞれの名簿に登載し管理するものとする。

- 2 全麺協会員は、所属する段位認定登録者の登録事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第3号「段位認定登録者の登録事項変更届」により、全麺協事務局に報告しなければならない。
- 3 段位認定登録者名簿の登録事項のうち、認定番号、氏名、住所(市区町村まで)、所属している団体名、認定年月日、認定会場については公開する。

## 第17条 疑義の解決

この要綱及び実施基準規程、審査方法等で疑義が生じた場合は、段位認定部で調査検討するものとする。この場合重要な事項については理事会に諮り承認を得るものとする。

## 付則

1. この要綱は、平成15年6月20日から施行する。
2. 全麺協素人そば打ち段位認定制度実施要領(平成9年7月10日制定)は廃止する。
3. この要綱は、平成17年5月14日から施行する。
4. この要綱は、平成17年8月1日から施行する。
5. この要綱は、平成18年5月13日から施行する。
6. この要綱は、平成20年5月9日から施行する。
7. この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

ただし、この要綱施行時点で、既に段位認定会開催について理事長の承認を受けた認定会については、旧要綱の規定を適用する。

8. この要綱は、平成24年5月12日から施行する。
9. 全麺協素人そば打ち段位認定制度実施要綱(平成17年5月14日制定)は廃止する。
10. この基本要綱は、平成26年5月17日から施行する。
11. この要綱は、平成26年12月15日から施行する。
12. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
13. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

一般社団法人 全麺協

## 素人そば打ち段位認定制度審査基準規程

### 第1条 目的

この規程は、一般社団法人全麺協(以下「全麺協」という)素人そば打ち段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)第7条に基づき「素人そば打ち段位認定制度」(以下「段位認定制度」という)の実施に関する実施基準及び実施方法について定めることを目的とする。

### 第2条 段位認定審査実施要領

段位認定審査は、初段位から三段位までは技能審査を、四段位は書類審査及び技能審査を、五段位は一次審査、筆記試験、意見発表及び技能審査を行う。

#### 1 技能審査

技能審査は、水回し、こね、のし、切りの4工程と事前準備、衛生並びに服装検査、事後の後始末状態について、本審査基準規程第4条に定める「段位認定技能審査基準」(以下「審査基準」という)及び別表に定める「技能審査チェック項目」等により審査する。

##### ① そば粉の量

技能審査で使用する「そば粉」と「つなぎ粉(小麦粉)」の重量は、審査基準規程第4条のとおり審査する段位により定める。

##### ② 審査で使用する道具

技能審査で使用する道具類は、手打ちにより製麺するものとするが、地域性を考慮し判定する。ただし、「半自動送りの包丁」など手打ちを補助するための道具は認めない。

認定会審査時に使用される用具類は、段位認定会主催者(以下「主催者」という)が用意するものとするが、包丁、切り板、こま板、麺棒等の小間物は、受験者が持参して使用することができる。

ただし、段位認定会主催者が用意する木鉢については、地域認定会においては外径約48cm、支部認定会および全国認定会においては外径約54cmのもの、ふるいについては、網目40目又は32メッシュで外径約24cmのもので、木鉢、ふるいとも全麺協が統一した規格のものを使用するものとする。

##### ③ 審査で使用する材料

審査で使用する材料は、段位認定会主催者が用意する「そば粉」「つなぎ粉(小麦粉)」及び「水」の3点とし、これ以外の材料は認めない。

##### ④ 審査の所要時間

技能審査の所要時間は、開始の合図があつてから終了の合図があるまで40分間とする。ただし、この時間を若干超過して終了した場合でも失格とせず採

点は行うものとする。

なお、開始前の手洗い、衛生、服装検査、終了後の後始末検査に要した時間は、この時間内に含まれない。

⑤ 切り幅

切り幅は、おおむね 1.5mm から 2.0mm を基準とし、地域の特色を考慮するものとする。「切り揃え率」及び「つながりの長さ」は、本審査基準第 4 条の段位別に定める基準により判定する。

⑥ 姿勢

認定審査会におけるそば打ちの姿勢は、地域の特色を考慮して立つ、座る等の打ち方は問わないが、その姿勢、態度に品性があるかどうかについて判定する。

⑦ その他

食品衛生の観点から、爪、頭髪の手入れ、衣服の品性、清潔感等についても審査するほか、作業中のそば粉等のこぼれ、道具、衣服、身体の汚れ方、道具の後始末の状態についても審査判定する。

## 2 書類審査および一次審査

- ① 四段位認定会の受験を希望する者は、自己の所属する全麺協正会員である団体代表者の推薦を受けた上、「四段位認定書類審査申込書」、これまでのそばに関する活動状況、全麺協から出題されたそばの知識等に関する設問、小論文の課題についての回答文書を、全麺協に提出して書類審査を受けなければならぬ。この書類審査に合格しなければ技能審査を受験することができない。
- ② 五段位認定会の受験を希望する者は、自己の所属する全麺協正会員である団体代表者の推薦を受けた上、「五段位認定一次審査申込書」と、これまでの活動状況を記載した書類とともに、全麺協から出題された課題についての小論文を提出して第一次書類選考を受け、これに合格しなければ筆記試験を受験することができない。
- ③ 四段位認定会における書類審査、五段位認定会における筆記試験は、そばの栽培、品種、栄養、健康、そばの歴史、文化、全麺協および段位認定制度の理解度等そばについての幅広い知識を審査するほか、そば普及の貢献度や活動状況について精査し、さらに意見発表等により人物評価を行い総合的に判定する。
- ④ 四段位認定会書類審査および五段位認定会一次審査、筆記試験の結果は、技能審査結果と併せて総合的に判定するものとする。

## 第3条 段位別受験資格等

基本要綱第 6 条に基づき段位別受験資格、再受験までの期間及び受験の条件等は、次のとおりとする。

### 1 段位別受験資格

- ① 初段位  
そば打ちを職業としない年齢 13 歳以上の者であれば何人も受験することができる。
- ② 二段位  
基本要綱第 6 条第 2 号の定める要件を満たしており、初段位に認定後 1 年以上経過している者は、受験することができる。
- ③ 三段位  
基本要綱第 6 条第 2 号の定める要件を満たしており、二段位に認定後 1 年以上経過している者は、受験することができる。
- ④ 四段位  
基本要綱第 6 条第 2 号に定める要件を満たしており、三段位に認定後 2 年度以上経過し、全麺協正会員代表者から推薦を受けることができる者は、受験することができる。
- ⑤ 五段位  
基本要綱第 6 条第 2 号に定める要件を満たしており、四段位に認定後 3 年度以上経過し、全麺協正会員代表者から推薦を受けることができる者は、受験することができる。

## 2 受験資格期日の算定基準

- ① 受験資格の経過年数は、段位認定会の実施日を基準とする。
- ② 受験資格で上位段受験の経過年数で 15 日間以内の日数不足までは、期間を満たしているものと認める。  
ただし、定期的に実施される段位認定会において、開催日程により、これによりがたいときは段位認定部と協議するものとする。
- ③ 四段位、五段位の受験資格は、年度で定められているが、この年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 年度として算定するものとする。

## 3 認定講習会の受講

- ① 四段位又は五段位の認定会を受験する者は、そばに関する高度な知識を有し、さらに全国各地のそば仲間との普及活動や貢献活動等に関する情報交換を行い、地域の指導者としての見識を高めるための、全麺協が実施する四段位又は五段位認定講習会を受講しなければならない。
- ② この認定講習会は、上位段認定会の受験機会が三回与えられる。この回数を超えて書類審査、一次審査、筆記試験及び技能審査に合格しなかった場合は、再度認定講習会を受講しなければならない。ただし、全麺協が実施するそば打ち技術講習会を受講した者は、認定講習会を受講したものとみなす。

#### 4 再受験までの期間

認定会において不合格になった場合は、「審査結果」を参考にして研鑽・練習を積むことが必要であり、その期間として再受験までの期間として次の通り設定する。この期間に満たない場合は、段位認定会を受験することはできない。

該当段位	再受験期間
初段位	2か月以上
二段位	6か月以上
三段位	1年間以上
四段位	1年間以上

#### 5 重複応募の禁止

多くの受験希望者に受験機会を公平・公正かつ平等に与えるため、複数の「段位認定会」に重複して応募する「重複応募」は禁止する。これが発覚した場合は、応募したすべての「段位認定会」の受験を無効とし、納付した受験料は返却しないものとする。

### 第4条 段位認定審査技能基準

#### 1 初段位

そば粉の量は 700 g (そば粉 500 g、つなぎ粉 200 g)とする。

- ① そば打ちが 40 分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が 60% 以上である。
- ③ そばを持上げても 20 cm 位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が堂々として落着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれが少なく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末がきちんとできている。

#### 2 二段位

そば粉の量は 1000 g (そば粉 800 g、つなぎ粉 200 g)とする。

- ① そば打ちが 40 分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が 70% 以上である。
- ③ そばを持上げても 23 cm 位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が堂々として落着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末がきちんとできている。

#### 3 三段位

そば粉の量は 1500 g (そば粉 1200 g、つなぎ粉 300 g)とする。ただし、年齢が 75 歳以上で本人が希望する場合は 1200 g (そば粉 1000 g、つなぎ粉 200 g)とすることができる。

- ① そば打ちが 40 分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が 90% 以上である。
- ③ そばを持上げても 25 cm 位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落着いている。

- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

#### 4 四段位

そば粉の量は 1500 g(そば粉 1400 g、つなぎ粉 100 g)とする。ただし、年齢が 75 歳以上で本人が希望する場合は 1200 g(そば粉 1100 g、つなぎ粉 100 g)とすることができる。

- ① そば打ちが 40 分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が 95%以上である。
- ③ そばを持上げても 25 cm以上につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落着いており、品格がある。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

#### 5 五段位

そば粉の量は 1500 g(そば粉 1500 g、つなぎ粉なし)とする。ただし、年齢 75 歳以上で本人が希望する場合は 1200 g(そば粉 1200 g、つなぎ粉なし)することができる。

- ① そば打ちが 40 分で終了している。
- ② そばの切揃え率が 95%以上である。
- ③ そばを持上げても 25 cm以上につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落着きがあり、風格がある。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

### 第 5 条 受験料と認定料

#### 1 受験料

段位認定会の受験者は技能審査受験申込の時に、次の受験料を段位認定会主催者に納入しなければならない。

ただし、四段位認定会書類審査受験者は、当該審査受験申込時に 2000 円、五段位認定会一次審査受験者は、当該審査申込時に 3,000 円の受験料を全麺協に納入しなければならない。

段位	受験料	全麺協正会員団体に所属していない者 および正会員団体に所属していても納入 基準額を納付していない者	備考
初段位	6,000 円	7,000 円	学生(13 歳以上)
	4,000 円	4,000 円	
二段位	8,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
	4,000 円		
三段位	10,000 円	4,000 円	
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		

※ 学生は、高校生以下とする。

## 2 認定料

段位認定会において段位を認定された者は、次の認定料を全麺協に納入しなければならない。

段位	認定料	全麺協正会員団体に所属していない者 および正会員団体に所属していても納入 基準額を納付していない者	備考
初段位	5,000 円	8,000 円	学生(13 歳以上)
	4,000 円	4,000 円	
二段位	6,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
	4,000 円		
三段位	12,000 円	4,000 円	
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		

## 3 返金

受験料及び認定料は返金しないものとする。

## 第6条 その他

この審査基準規程の運用にあたり、疑義あるときは段位認定事業部で検討するものとする。ただし、重要な事項については、理事会に諮り解決するものとする。

## 附則

- この実施基準は、平成 15 年 6 月 20 日から施行する。
- 「全麺協素人そば打ち段位認定」実施基準(平成 9 年 7 月 10 日制定)は、廃止する。
- この実施基準は、平成 17 年 5 月 14 日から施行する。

- 4 この実施基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
- 5 この実施基準は、平成 18 年 5 月 13 日から施行する。
- 6 この実施基準は、平成 18 年 9 月 17 日から施行する。  
(認定講習会受講後の受講機会改正)
- 7 この実施基準は、平成 19 年 2 月 4 日から施行する。  
(非会員の受験料、登録料改正)
- 8 この実施基準は、平成 19 年 5 月 12 日から施行する。  
(受験者準備物から「ふるい」を削除)
- 9 この実施基準(17 年 5 月 14 日制定)は、廃止する。
- 10 この実施基準は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。ただし、受験資格基準については、平成 22 年 9 月 1 日以降に開催される段位認定会から適用するものとする。
- 11 この規程は、平成 26 年 5 月 17 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

一般社団法人 全麺協

**素人そば打ち段位認定制度 認定審査員規程**

**第1条 目的**

この規程は、一般社団法人 全麺協(以下「全麺協」という)が、そば道段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)および同審査基準規程(以下「審査基準規程」という)に基づき実施する段位認定会における審査員による審査が公平・公正・公明で、かつ統一的な見解により実施されるよう認定審査員及び認定審査に関する事項について定めることを目的とする。

**第2条 認定審査員の選任及び任期**

基本要綱第11条に定める、認定審査員の選任および任期は次のとおりとする。

**1 特任審査員**

- ① 特任審査員は段位認定事業部が推挙し、理事会において承認し理事長が委嘱する。ただし、段位認定事業部で推挙するにあたっては、各支部の意見を聴取するものとする。
- ② 特任審査員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、原則として3期を限度とする。

**2 全国審査員**

- ① 全国審査員は五段位認定者で、五段位認定から二年以上経過している者の中から、基本要綱第11条第2項に規定する条件を完全に満たしており、段位認定事業部において活動状況等について精査し、真に適任と認められる者を段位認定審査員選考委員会(以下「選考委員会」という)で推挙し理事会に諮って理事長が任用する。
- ② 全国審査員の任期は5年とし、活動状況、適格性等について選考委員会において審査し更新するものとする。
- ③ 前2項による任用または更新手続きをする時は、任用または更新手数料30,000円を全麺協に納入しなければならない。
- ④ 全国審査員は全麺協が開催する全国審査員研修会に出席し、審査技術の向上に努めなければならない。

**3 地方審査員**

- ① 地方審査員は四段位に認定され基本要綱第4条第4項および第11条第3項に基づき全麺協が行う「地方審査員任用講習会」の受講を修了し、全麺協正会員代表者から推薦を受け、段位認定事業部における書類審査の上、選考委員会で適格性等の審議を経て、理事長が「地方審査員認定証」「地方審査員カード」を交付して任用する。
- ② 地方審査員の任期は5年とし、更新を希望する場合はその時点で更新の手続きをしなければならない。
- ③ 前2項による任用または更新手続きをするときは、任用または更新手数料10,000円を全麺協に納入しなければならない。
- ④ 前号の更新手続きをする場合は、第4条で定める「地方審査員審査技術研修会」(以下「技術研修会」という)の研修を5年間で3回以上受講を修了し、段位認定事業部における活動状況についての書類審査を受けるものとする。

### 第3条 特任審査員・全国審査員会議

- 1 段位認定部事業部は第1条に規定する目的を達成するため、必要に応じて特任審査員・全国審査員合同会議又は個別の会議を開催するものとする。この会議は、地方審査員および段位認定会を開催する全麺協正会員(以下「開催主催者」という)並びに段位認定会受験者等から出された審査に関する疑問や質問に対して、統一した見解を示すとともに、審査員相互の見解の相違やバラツキについて協議し、審査が公平・公正に行われるようするために開催するものとする。
- 2 特任審査員・全国審査員合同会議又は個別の会議結果については、全麺協ホームページ等で速やかに公開し、地方審査員、段位認定会開催主催者及び段位認定会受験者等に知らせ審査の公平・公正を期すものとする。

### 第4条 地方審査員審査技術研修会

段位認定事業部は各支部と連携して、地方審査員用講習会とは別に審査技術研修会を開催するものとする。この技術研修会は地方審査員として必要な知識と審査技術について研修を行うとともに、認定審査の模擬体験等を実施し地方審査員としての審査技能の向上を図るものとする。

### 第5条 段位認定会における審査員の選考

- 1 段位認定会における審査員の選考は、段位認定事業部が行うものとする。
- 2 段位認定事業部は、地方審査員名簿を作成し、段位認定会における審査員として従事した状況を把握し、できる限り多くの地方審査員が審査を体験できるように配慮するものとする。

### 第6条 認定審査員の責務

- 1 認定審査員は、全麺協の主幹事業である素人そば打ち段位認定制度における段位認定会の審査員を務めているという自覚を持ち、審査のときだけでなく日々の言動にも十分配慮しなければならない。
- 2 全国審査員及び地方審査員は、審査技能を向上させるため自己研鑽を怠らず、また、段位認定制度の普及と信頼性を高めるための活動を積極的に行わなくてはならない。
- 3 全国審査員及び地方審査員は、全麺協及び各支部の行う各種行事、研修会等に積極的に参加して自己の審査能力の向上に努めなければならない。
- 4 認定審査員は、審査員を務めた時に知りえた受験者の個人情報や審査結果及び得点などを絶対に他に漏らしたり、他に利用してはならない。
- 5 認定審査員は審査上発生した課題、問題点及び段位認定制度の発展と普及についての提案を、全麺協事務局を通じて段位認定事業部に報告しなければならない。

### 第7条 開催主催者の責務

- 1 開催主催者は段位認定事業部及び各支部並びに選任した審査員と連携して、公平・公正かつ公

明な段位認定会の開催及び審査が行われるよう努めなければならない。

- 2 開催主催者は個別の審査結果を受験者に交付し、審査結果を明らかにしなければならない。
- 3 開催主催者は、受験者の個人情報や審査結果の得点などを絶対に他に漏らしたり、他に利用したりしてはならない。
- 4 開催主催者は、各審査員の審査結果及び段位認定会の審査並びに運営上の課題、問題点や提案についても全麺協事務局に報告しなければならない。
- 5 開催主催者は、段位認定事業部が各支部と連携して開催する地方審査員審査技術研修会等にも積極的に参加するとともに、段位認定事業部が発行する「段位認定会開催と運営の手引き」を参照し、公平・公正かつ公明で円滑な段位認定会が開催できるように努めなければならない。

#### 第8条 認定審査員の取消

全麺協認定審査員が次の各号の一に該当するときは、認定審査員としての認定を取消すものとする。この場合認定審査員台帳の登載を抹消するとともに、交付してある審査員認定証および地方審査員カードを速やかに全麺協に返還しなければならない。

- 1 認定審査員の審査が公平・公正でないと疑念が持たれる場合及び受験者の個人情報や審査結果を漏らす行為があり、段位認定事業部からの要請に基づき、理事会において認定審査員として不適任であると認めたとき。
- 2 認定審査員本人から辞任の申出があったとき。
- 3 地方審査員が更新手続きを行わなかったとき。ただし、外国赴任、病気入院等で更新手続きが行えない特別な事由がある場合は除く。

#### 第9条 疑義の解決

本規程に疑義が生じたときは、段位認定事業部で検討して解決するものとする。ただし、重要な事項については理事会に報告するものとする。

#### 附則

この規程は、平成22年6月15日から施行する。

この規程は、平成24年12月3日から施行する。

この規程は、平成25年2月18日から施行する。

この規程は、平成26年5月17日から施行する

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1 現在

## 北海道支部

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1 帆加内町	町長 細川 雅弘	074-0492	北海道雨竜郡幌加内町幌加内	幌加内町役場 地域振興室そば振興係	飯沼 剛史	0165-35-2121	
2 新得町	町長 浜田 正利	081-8501	北海道上川郡新得町三条南4-26	新得町役場 産業課観光係	加賀谷 敬	0156-64-0522内123	
1 帆加内町そば祭り実行委員会	委員長 清原 覚	074-0411	北海道雨竜郡幌加内町幌加内	JAきたそらち幌加内支所内	事務局長 塚田 隆	090-6872-3623	
2 (株)北村そば麩粉	代表 北村 忠一	074-0401	北海道雨竜郡幌加内町平和			0165-35-2701	
3 北海道そば研究会	会長 斎藤 鑿	006-0816	北海道札幌市手稻区前田六条5-3-5		平岡 啓史	011-684-1561	
4 札幌手打ちそば愛好会	会長 牧野 博巳	005-0861	北海道札幌市南区真駒内254-263		事務局長 細谷 幸夫	011-592-6003	090-2812-4968
5 呂小牧手打ちそば愛好会	会長 高谷 晶美	059-1271	北海道苦小牧市澄川町5-25-13		事務局長 西谷 晃	0144-67-1789	
6 いしかり手打ちそば同好会	会長 藤田 宜且	002-8011	北海道雨竜郡北竜町太平十一条5-4-13		事務局長 塚越 智	011-773-3669	090-5075-6639
7 奈井江手打ちそば道光会	代表 丸山 勝孝	079-0314	北海道空知郡奈井江町南町6区			0125-65-6163	090-9088-5144
8 そば食楽部 北竜	代表 中村 尚一	078-2503	北海道雨竜郡北竜町碧水151-1			0164-34-3200	090-3119-2546
9 帆加内そば工房 坂本	代表 坂本 勝之	074-0403	北海道雨竜郡幌加内町下幌加内			0165-35-3227	
10 札幌新川そばの会	代表 佐伯 昌夫	065-0021	北海道札幌市東区北二十一条東23-5-10-806		事務局長 原田 昌彦	011-783-4226	090-8633-8230
11 当麻町そば研究会	会長 横口 勝俊	078-1331	北海道上川郡当麻町中央4区			0166-84-4191	
12 みなみ製粉株式会社	代表取締役 太田 道郎	005-0849	北海道札幌市南区石山612			011-591-1429	090-7514-4575
13 北海道ダッタンそばの会	会長 青木 佐次郎	064-0823	北海道中央区北三条西28-2-1	有限会社長命庵内	事務局長 若松 敏己	011-641-9355	090-1761-5588
14 中標津手打ちそばさざな教学校	代表 上原 芳昭	086-1137	北海道標津郡中標津町猿橋14線83-3		事務局長 長瀬 豊	0153-73-1145	080-6092-4369
15 北の郷 そば工房	代表 赤松 幸一	003-0832	北海道札幌市白石区北郷二条6-8-8			011-871-2961	090-3892-4541
16 全十勝手打ち蕎麦推進協議会	代表 折笠 政弘	089-0614	北海道中川郡幕別町線町40-12			0155-54-4472	090-3462-8898
17 北海道空知上砂川手打ちそば愛好会	代表 貝沼 宏幸	073-0201	北海道空知郡上砂川町中央北1条5-1-7	上砂川町役場教育委員会内	事務局長 斎藤 琢也	0125-62-2011	
18 北広島手打ちそば愛好会	会長 橋本 博道	061-1125	北海道北広島市稻穂町東6-3-21			011-372-5301	090-5079-4291
19 道南ブロック手打ちそば推進協議会	代表 小林 安晴	049-4501	北海道久遠郡せたな町北檜山100-35			090-3394-5688	
20 音更蕎麦研究会	代表 市川 智寛	080-0104	北海道河東郡音更町新通1-13-11			0155-42-3550	
21 名寄地区手打ちそば愛好会	会長 奥田 政章	098-0516	北海道名寄市風連町30-20			01655-3-3321	

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
22	沼田雪中そば俱楽部	会表 川邊 敏隆	078-2201	北海道雨竜郡沼田町旭町13-3-47		0164-35-2666	090-5983-3386
23	中標津手打ちそば同好会	代表 服部 峰雄	086-1006	北海道標津郡中標津町東六条南6-1-12		0153-73-4258	090-8901-6080
24	多寄町そば打ち愛好会	代表 森下 悠次	098-0415	北海道土別市多寄町36線西1		0165-26-2157	080-1890-2157
25	登別蕎麦道場	代表 中山 满晴	059-0035	北海道登別市若草町4-16-9		0143-82-6077	
26	雨竜町手打ちそば同好会	代表 宮崎 清人	078-2641	北海道雨竜郡雨竜町第10町内 高齢者健康福祉センター内	事務局長 金山 豊	0125-77-2228	090-9517-8504
27	東家うさぎの会	代表 佐藤 洋輔	064-0804	北海道札幌市中央区南四条西1-6 東家本店		011-231-4572	090-7653-9832
28	幌加内そばうたん会	代表 畑水 一光	074-0008	北海道深川市八条14-3-814 ニシハラ1F	事務局長 井上 正恵		090-1643-9604
29	そば打ち俱楽部 純	代表 繩田 陽子	062-0001	北海道札幌市豊平区美園一条3-2-11 る・パレ美園1番館1号室		011-885-0317	090-8708-3236
30	じぞう庵そば塾	会長 吉住 吉春	073-0001	北海道滝川市北滝の川1001		0125-22-5388	
31	江別手打ちそば愛好会	会長 服部 渉	067-0024	北海道江別市朝日町3-52		011-383-6280	090-9436-2160
32	Aネットそば打ち研究会	会長 山下 敏雄	070-0816	北海道旭川市川端町6条9-1-1	事務局 島田 裕一	0166-51-8813	090-5580-8813
33	馬追手打ちそばの会	会長 中野 政光	069-1331	北海道夕張郡長沼町銀座南1-9-14		0123-88-3130	090-3394-7081
34	幌加内そばスクール	理事長 守田 秀生	074-0424	北海道雨竜郡幌加内町雨煙別	事務局長 鈴木 琢也	0165-35-3325	090-3115-6933
35	快適生活塾岩見沢手打ちそば同好会	会長 松重 彰伸	068-0835	北海道岩見沢市緑が丘3-200-6	事務局長 長田 正文	0126-23-6703	090-6215-6952
36	恵庭手打ちそばの会	会長 田中 洋範	061-1372	北海道恵庭市恵み野南2-6-13		0123-36-4320	090-6876-5746
37	最北そば畑の会	会長 春名 勉	097-0001	北海道稚内市未広3-2-24		0162-24-53882	090-4878-4828
38	東神楽町聖台手打ちそば研究会	会長 熊谷 隆一	071-1502	北海道上川郡東神楽町南一条東2-2-9	事務局長 永沼 知俊	0166-83-2750	090-9435-2750
39	朋練会	理事長 三浦 隆	098-3133	北海道天塩郡天塩町字オヌブナイ5511-8		01632-4-3023	090-7513-6626
40	室蘭手打ちそば運営委員会	会長 宮武 美智子	050-0063	北海道室蘭市港北町4-1-4	事業部長 藤本 光一	0143-55-6316	090-9520-8060
41	幌加内そば道場運営委員会	委員長 坂本 勝之	074-0411	北海道雨竜郡幌加内町幌加内	事務局 近藤 こずえ	0165-35-2369	080-2878-4159
42	小樽手打ちそば群来の会	会長 林 勇司郎	047-0031	北海道小樽市色内3-5-15 緑ユニカ内	事務局長 谷口 政史	0134-31-3001	090-5221-7580
43	恵庭川沿そば道場	会長 渡邊 克之	061-1427	北海道恵庭市美咲野1-7-11		0123-34-3350	090-6267-9786
44	そば道場旭川	会長 小林 幸広	070-0875	北海道旭川市春光5条8-15-16	事務局長 今野 和子		090-9087-4183
45	分いしかゆ 札幌星置そば道場	代表 吉田 勝	006-0852	北海道札幌市手稻区星置二条5-10-6		011-685-4091	090-2693-9058

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1 現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
46	おたる手打ちそば同好会	代表 川合 澄子	048-2671	北海道小樽市オタモイ3-13-16		0134-26-1986	090-8428-9283
47	剣路そば打ち同好会	代表 作間 和雄	085-0811	北海道剣路市興津2-7-1		0154-91-6757	090-8902-9392
48	旭川手打ちそば同好会	代表 三浦 兼一	071-8122	北海道旭川市末広東2条10-5-10		0166-57-8521	090-2818-6160
49	札幌蕎麦道会	代表 長谷川 勉	063-0822	北海道札幌市西区篠琴二条2-1-13		011-667-0821	090-8270-5624
50	夢工房手打ちそばの会	代表 山口 潤	066-0033	北海道千歳市北光7-1-6	事務局長 朝山 政光		090-3113-2890
51	しべつ麺打ち愛好会	会長 山崎 勇	098-0475	北海道土別市多寄町36線東3		0165-26-2041	090-2051-9849
52	秩父別そば打ち同好会	会長 大池 豊	078-2100	北海道雨竜郡秩父町1665-24	事務局 竹内 剛	0164-33-2635	090-9083-6947
53	手打ちそば俱楽部もせうし	会長 進藤 卓弥	074-0008	北海道深川市八条12-37	幹事長 片山 務	0164-22-5458	090-8634-7903
54	大曲手打ちそばの会	会長 谷口 和明	061-1276	北海道北広島市大曲緑ヶ丘4-5-9			080-1896-0961
55	おしゃまんべそば打ちサークル	会長 鹿島 英志	049-3521	北海道山越郡長万部町長万部448-3	白石 拓郎	01377-2-4545	090-8899-3615
56	上川そば打ち愛好会	会長 桜井 博文	078-1742	北海道上川郡上川町西町	片岡 仁	01658-2-3708	090-6219-8780
57	北海道幌加内高等学校	校長 永山 鑑造	074-0495	北海道雨竜郡幌加内町平和	事務長 高田 美穂	0165-35-2405	090-2691-1293
58	手打ちそばグループ白花	代表 山田 英二	062-0906	北海道岩内郡豊平区豊平六条3-2-35-606		011-833-3998	090-1381-9548
59	共和手打ちそば愛好会	代表 川本 孝一	048-2211	北海道岩内郡共和町前田11-127	村上 繁	0135-73-2090	090-3394-4056
60	北斗蕎麦打ち俱楽部	会長 佐藤 茂春	049-0121	北海道北斗市久根別2-22-11	事務局長 関崎 泰博	0138-73-2497	090-6213-7296
61	伊達手打ちそば愛好会	会長 菅原 哲雄	059-0272	北海道伊達市北黄金町66-20		0142-24-2494	090-5584-1972
62	幌加内手打ちそば雅の会	会長 中村 雅義	074-0413	北海道雨竜郡幌加内町雨煙内		0165-35-2063	090-1645-0184

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1	喜多方市	市長 山口 信也	966-8601	福島県喜多方市御清水東7244-2 喜多方市役所 観光交流課	副主任主査 田中 威	0241-24-5237	
2	日光市	市長 斎藤 文夫	321-1292	栃木県日光市今市本町1 日光市役所 観光振興課 観光事業係	湯澤 望	0288-21-5170	
1	うつくしま蕎麦王国協議会	会長 菅野 伸是	970-8043	福島県いわき市中央台鹿島2-40-4 なごみ庵内	事務局 安部 雅信	0246-31-2820	090-707-3387

東日本支部

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
2	NPO法人そばネット埼玉	代表理事 阿部 成男		埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-261-5		048-644-4466	090-8811-1206
3	会津そば塾	代表 唐橋 宏	965-0034	福島県会津若松市上町2-34		0242-27-5568	090-8787-3675
4	会津磐梯そば道場	代表 長谷川 徹	969-3301	福島県耶麻郡磐梯町磐梯字十五堂2038		0242-73-3436	
5	桜流蕎麦打ち研究会	会長 高崎 满	115-0053	東京都北区赤羽台4-17-18-911	事務局長 松本 一夫	03-3900-0201	
6	江戸流手打ち蕎麦 鶴の会	会長 斉藤 富士雄	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂4-6-2	事務局 秋谷 信一	048-699-6345	090-4831-7939
7	ふるさと寒河江そば工房	会長 鈴木 復一郎	990-0523	山形県寒河江市八鍬字川原919-6 JAさがえ西村山さくらんぼ会館内	松田 伸一	0237-86-1811	070-5475-2433
8	さいたま蕎麦打ち俱楽部	会長 田中 浩三	336-0843	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-261-5	幹事長 菅野 博	048-858-1060	090-8007-3293
9	柄木のうまい蕎麦を食べる会	会長 芳田 時夫	321-0972	栃木県宇都宮市下川俣町208-27	事務局長 古瀧 元三	028-662-0725	090-5219-7120
10	いばらき蕎麦の会	会長 人見 實徳	313-0103	茨城県常陸太田市下宮河内町1820	事務局長 野上 公雄		090-4057-1838
11	会津山都そば協会	会長 鈴木 勝	969-4105	福島県喜多方市山都町三津合字古屋敷5845-9	事務局 田中 威	0241-24-5237	090-4636-9070
12	江戸流手打ちそば青山学舎	主宰 石野 忠秋	270-1165	千葉県我孫子市並木9-5-8		04-7185-2132	090-1504-7147
13	江戸流手打ちそば二・八の会	代表 安井 良博	351-0103	埼玉県和光市諏訪原団地2-9-204	久保 洋治		090-8743-3376
14	高林蕎麦研究会	会長 君島 照明	325-0107	栃木県那須塩原市高林98		0287-68-0027	
15	会津田島御蔵入そばの会	代表 皆川 洋一	967-0004	福島県南会津郡南会津町田島字田島柳6-1 (株)奈良屋内	事務局 猪股 裕一	0241-62-0156	090-0463-7519
16	群馬奥利根連合そば会	会長 宮田 優一	378-0024	群馬県沼田市下川田町3053-2	事務局長 芒木 康宏	0278-24-8927	090-5801-1431
17	分桜流・彩次郎蕎麦打ち会	会長 渡部 隆夫	347-0054	埼玉県加須市不動岡3-34-17		0480-62-0432	090-1119-1074
18	千葉県そば推進協議会	代表 石橋 ちづ江	260-0006	千葉県千葉市中央区道場北2-17-7 (株)昭和広告社内	事務局 和田 光司	043-225-4114	
19	千葉手打ち蕎麦の会	代表 潑上 謙明	284-0045	千葉県四街道市美しが丘1-3-6-201	事務局長 深谷 秀雄		090-7214-3825
20	二戸御法度の会	代表 佐藤 和夫	028-6103	岩手県二戸市石切所字大淵5-4		0195-23-2760	
21	蕎麦打ち道場 一寿の会	代表 板垣 一寿	959-2477	新潟県新発田市下小中山1024-15		0254-33-3480	090-8853-1682
22	いわつけ蕎麦の会	代表 若林 正美	309-1347	茨城県桜川市富谷1096	事務局長 藤沼 良之	0296-75-3603	090-8104-9438
23	新潟つながるそばの会	代表 市村 照男	944-0131	新潟県上越市板倉区針385-4	新井 清明	0255-78-2818	090-2338-4830
24	さくら蕎麦の会	代表 金子 忠靖	285-0858	千葉県佐倉市ユーカリが丘2-9-4	石村 美知子	043-462-2187	
25	TOKYO蕎麦塾	塾長 藤澤 利	188-0003	東京都武藏野市吉祥寺南町2-11-16-202	水上 博明	0422-26-5765	090-6105-3532

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1 現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
26	那須手打ち蕎麦俱乐部	代表 中原 利敬	325-0076	栃木県那須塩原市西新町118-129	事務局 布施 淑久	0287-63-7170	090-9393-7907
27	太田こだわり蕎麦の会	代表 加藤 志伸	373-0036	群馬県太田市由良町1390-4	鈴木 麟咲子	0276-31-0679	080-3007-7576
28	手打ちそば教室 蕎麦善	代表 鶴井 孝	345-0047	埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東1-13-11		048-478-8022	090-4545-0307
29	蕎麦の会 藤	代表 横山 忠弘	345-0043	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野233-3		0480-35-0380	090-4957-5371
30	青森県そば研究会	代表 佐藤 重一	039-2406	青森県上北郡東北町旭北4-967-1		0176-56-5575	090-9089-0857
31	江戸流手打ちそば 鶴善の会	代表 小泉 好江	134-0084	東京都江戸川区東葛西6-41-6		03-5605-7505	090-4947-2146
32	いわきそば塾	塾長 根内 一彰	970-1143	福島県いわき市好間町小谷作字樋口66		0246-36-2657	080-1844-2770
33	杉戸麵打愛好会小川道場	会長 小川 伊七	345-0037	埼玉県北葛飾郡杉戸町本郷619		090-2221-3105	090-2221-3105
34	青葉手打そば教室 青蕎会	会長 渡邊 義昭	981-3214	宮城県仙台市泉区館1-5-15		022-379-4594	090-2955-5125
35	蕎麦喰地蔵尊 蕎麦打ち会	代表 畑 貞則	158-0087	東京都世田谷区玉堤2-10-17-104	事務局 石垣 佳之	03-3701-9041	090-3061-6420
36	大島そば同好会	会長 橋本 正希	963-8025	福島県郡山市桑野4-14-9		024-957-3744	090-8253-4033
37	江戸流手打ち蕎麦 鶴合之衆	代表 小野 マサル	300-1207	茨城県牛久市ひたち野東4-29-6	事務局 目黒 貞男	029-871-6748	090-8046-9058
38	NPO法人手打ちそば道場新宿村	代表 佐藤 和雄	184-0012	東京都小金井市中町3-24-14	事務局長 木村 啓至	042-383-7338	090-5549-4918
39	江戸流手打ち蕎麦 蕎そばの会	会長 田中 悅朗	263-0042	千葉県千葉市稻毛区黒砂2-14-33-3	事務局 松本 行雄	043-246-5106	090-3338-5106
40	東京そばの会	会長 小池 晃	132-0014	東京都江戸川区東瑞江1-52-4		03-3677-5934	090-3544-4689
41	伊勢崎蕎麦ゆうやく会	会長 斎原 久和	372-0831	群馬県伊勢崎市山王町1196	事務局長 斎木 清	0270-24-7703	080-1097-1889
42	安積そば同好会	会長 高橋 久	963-0111	福島県郡山市安積町荒井字河葉池7-46		024-945-9426	090-6225-3305
43	秩父そば打ち俱乐部 蕎麦館	代表 上石 良雄	368-0031	埼玉県秩父市上野町2-16		0494-23-4515	090-3339-6241
44	宮城手打ちそば研究会	代表 棚見 寛光	981-3332	宮城県富谷市明石台3-3-16	水野 敏雄	022-351-2691	090-2950-7347
45	彩蕎一門会	代表 棚見 二三男	349-1111	埼玉県久喜市北広島623-3		0480-52-6486	090-2406-5931
46	神奈川そばフーラム	会長 廣武 照明	223-0062	神奈川県横浜市港北区日吉本町3-29-22-602	副会長 石田 紀雄	045-561-8630	090-4018-6067
47	NPO法人 熊谷そば打ち会	代表理事 萩橋 侑一	360-0037	埼玉県熊谷市筑波1-49		048-523-2469	090-4360-9666
48	石川そば同好会	会長 近内 康	963-7843	福島県石川郡石川町屋敷ノ入155-1	副会長 増子 勝昭	0247-26-2526	090-5849-8787
49	そば塾 彩蕎庵	会長 安田 武司	345-0047	埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東1-9-9	事務局長 小川 喜久次	0480-32-4399	080-1057-4426

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1 現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
50	郡山西地区そば打ち団体連合会	代表 高橋 寛之	963-0209	福島県郡山市御前南3-24	工藤 信一	024-966-2226	
51	じちぎ蕎麦会	会長 小森 康弘	329-1104	福島県宇都宮市下岡本町4525-2		028-673-2794	090-2763-3989
52	郡山そば同好会	代表 武田 藤男	969-1302	福島県安達郡大玉村玉井字出新田23-3		024-348-3734	090-8424-3131
53	日本橋そばの会	会長 兼城 健	103-0013	東京都中央区日本橋人形町2-13-7	事務局 横田 節子	03-3668-0435	080-1085-7806
54	常路麺打ち愛好会	会長 新喜 照幸	359-1101	埼玉県所沢市北中4-356-10		0429-21-5459	090-8684-3976
55	そば始め会	会長 金子 啓介	948-0134	新潟県十日町市上新井104-2	事務局 関口 眞人	025-768-3031	090-2240-4807
56	せいいか庵そば打ち俱乐部	会長 生沼 聖司	306-0234	茨城県古河市上辺見651		0280-32-7604	080-1208-5774
57	恒持庵	会長 坂本 始喜	369-1871	埼玉県秩父市下影森509	新井 辰信	0494-23-3899	090-9305-2247
58	久喜そば俱楽部	会長 田中 憲一	340-0143	埼玉県幸手市長間144		0480-48-1730	
59	手打ちそばサークル悠遊	会長 中井 吉弘	343-0041	埼玉県越谷市千間台西4-25-13	代表幹事 石田 任亨	048-974-4972	090-3200-8778
60	小山手打ちそばの会	会長 武藤 光男	323-0007	栃木県小山市松沼513-4	事務局 平石 久夫	0285-37-0546	080-5088-2049
61	手打ちそばときわ会	会長 吉田 忠	963-4602	福島県田村市常葉町常葉字長網107-1		0247-77-2671	090-2368-2272
62	仙台一番町そば整	代表 日野 浩一	980-0823	宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1-813		022-221-1760	080-3323-4157
63	福島南向台そばクラブ	会長 佐藤 昭二	960-8143	福島県福島市南向台2-17-5		024-521-6342	090-7665-8143
64	つくば蕎麦愛好会	会長 浅見 周司	300-1254	茨城県つくば市宝陽台24-3	事務局長 西原 賢三	029-873-9779	090-1618-0475
65	結乃會	会長 菅藤 巍	961-8091	福島県西白河郡西郷村熊會字折口原226	事務局 森下 富夫	0248-25-2563	090-9531-9965
66	桃園そば打ち会	会長 田中 博文	164-0011	東京都中野区中央5-44-1		03-3381-7401	080-3537-1218
67	越後ながおかそばの会	会長 高木 貞男	940-0133	新潟県長岡市巻潟1-9-54	事務局長 小林 文雄	0258-53-6024	090-2172-7980
68	山形県そば研究会	会長 高橋 耕太郎	992-0118	山形県米沢市上新田953	幹事長 黒田 英昭		090-3362-6368
69	蓬田村そば打ち研究会	会長 桶田 武	030-1212	青森県東津軽郡蓬田村阿弥陀川字沙干23-2	事務局 森 善壽郎		090-7064-6538
70	瀬戸口麺打ち愛好会草加共生塾	館長 濱戸口公子	340-0032	埼玉県草加市遊馬町802-12	事務局 廣瀬 正裕	048-929-1176	
71	工房水神そば	会長 一ノ瀬 龍治郎	989-2464	宮城県岩沼市三色吉字水神11-1		0223-24-3828	080-2803-7943
72	けやき蕎麦打ち同好会	会長 中山 攻	344-0022	埼玉県春日部市大畠747-20		048-734-5162	090-3208-2545
73	ふくしまマスター'11期そば打ち愛好会	代表 須藤 武彦	960-0241	福島県福島市笹谷字大谷地25-4		024-528-7231	090-3120-2115

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1 現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
74	うつのみや 和楽の会	会長 堀内 信夫	321-0125	栃木県宇都宮市御田長島町362-1	事務局 柳田 博己	028-655-3435	
75	伊勢原蕎麦打ち俱乐部	代表 鈴木 一夫	259-1111	神奈川県伊勢原市西富岡5-8	事務局長 齋藤 聰	0463-91-0666	090-8103-4606
76	福島手打ちそばの会	会長 富田 美都男	960-0261	福島県福島市飯坂町中野字奴内31-3		024-542-0524	090-2275-7815
77	圏央手打そばクラブ	会長 穂口 正一	365-0024	埼玉県鴻巣市常光1322		048-541-5082	090-3348-6098
78	常陸そばの会	会長 長嶋 光行	316-0011	茨城県日立市塙山町1-30-6	事務部長 村田 勉	0294-36-0918	090-6464-9662
79	こもれび蕎麦の会	代表 林 久晴	270-1144	千葉県我孫子市東我孫子2-7-15		04-7185-1001	090-1532-5501
80	洋子蕎麦打ち俱乐部	会長 常世田 洋子	344-0117	埼玉県春日部市金崎1969-9	事務局 常世田 周治	048-745-1232	090-1796-7169
81	しらこばと蕎麦打ち会	会長 小早川 実	343-0002	埼玉県越谷市平方1220-61220-6		048-974-0879	090-1768-0093
82	匝瑳そばの会	会長 富永 昭一	289-3182	千葉県匝瑳市今泉7890-4	事務局長 高橋 忠	0479-67-5087	090-2165-5078
83	北本蕎深会	会長 深井 昭芳	362-0014	埼玉県上尾市本町4-4-23-15	事務局 高柳 宜正	048-673-8833	090-3539-4890
84	蕎麦道場 かたくり舎	代表 志小田 勝雄	989-2111	宮城県亘理郡山元町坂元字新中永猩22-7		0223-38-1652	
85	白石興産(株)手打ち工房	副社長 横山 劍広	989-0208	宮城県白石市大畑1-1-2 白石興産(株)内	事務局 高橋 健一	0224-25-3101	080-1823-1676
86	つくば手打ち蕎麦研究会	会長 酒井 清貴	300-1206	茨城県牛久市ひたち野西2-8-19		小林 孝雄	029-895-7778
87	清原手打ちそばの会	会長 鈴田 孝行	321-3236	栃木県宇都宮市竹下町359-21			028-667-6680
88	一水蕎麦塾	代表 松沼 孝	323-0007	栃木県小山市松沼432			0285-37-0158
89	おぐにの郷	会長 齋藤 忠市	966-0022	福島県喜多方市熊倉町雄国字村中丙590	武藤 治吉	0241-25-7722	090-3662-0591

中日本支部

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1	南砺市	市長 田中 幹夫	939-1892	富山県南砺市城端1046 南砺市役所 交流観光まちづくり課	鷲塙 覧世	0763-23-2019	
1	信州松本そば推進協議会	代表 新保 力	390-8539	長野県松本市島立800 (株)市民タイムス	吉田 誠	0263-47-7777	080-1201-9814
2	茅野商工会議所	会頭 宮坂 孝雄	391-8521	長野県茅野市塙原1-3-20 経営支援課	山本 敦	0266-72-2800	090-9358-9991
3	越前そば道場	道場主 中山 晴夫	918-8007	福井県福井市足羽1-15-16	笈田 信幸	0776-35-3742	090-2090-6148

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1 現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
4 農事開発研究所	所長 谷端 淳一郎	910-2507	福井県今立郡池田町清水谷40-8			0778-44-7008	090-163-88023
5 そば処 もえぎ野	代表 武田 修	390-1104	長野県東筑摩郡朝日村古見278			0263-99-3004	090-3584-3281
6 富山そば研究会	会長 森 一夫	939-8201	富山県富山市花園町1-9-8			076-422-0781	
7 東海道そば打ち研究会	代表 木村 節三	471-0044	愛知県豊田市新町4-3-14	事務局 大西 正	0565-34-4410	090-4252-6516	
8 やつおそば大樂	代表 篠川 潔	939-2331	富山県富山市八尾町下笹原4588			076-454-6765	090-3886-2370
9 (株)高山製粉	代表取締役 高山 猛英	392-0015	長野県諏訪市大字中洲465-3			0266-52-1245	
10 遠州浜松 そば道場	代表 大森 正人	430-0856	静岡県浜松市中区中島1-31-1			053-463-2879	090-1982-3092
11 越中そばを楽しむ会	代表 水口 良山	930-0032	富山県富山市栄町2-2-16			076-423-2534	090-3763-8723
12 南砺利賀そば研究会	代表 浦辺 一成	939-2513	富山県南砺市利賀村上百瀬482 天竺温泉の郷内子	事務局 竹花 佳子	0763-68-2447		
13 こなめそば打ち道場	代表 小林 重森	479-0852	愛知県常滑市神明町1-150-3			0569-43-2261	090-7682-8011
14 NPO法人越前みやまそば元気の会	理事長 松村 公男	910-2214	福井県福井市福島町7-15-1	事務局 北川 健		090-4327-3314	
15 手打ちそば仲間俱楽部	代表 小笠 富貴子	463-0051	愛知県名古屋市守山区小幡太田1-8 アーバンラフレ小幡5-1108			052-795-7231	090-2134-1272
16 NPO法人信州そばアカデミー	理事長 赤羽 章司	399-0705	長野県塩尻市広丘堅石23-22			0263-54-2943	
17 ふくいそば打ち愛好会	会長 岡本 幸廣	918-8011	福井県福井市月見4-7-19	事務局長 田中 高二	0776-35-8143	090-2127-6973	
18 信州そば打ち美菴楽交流会	代表 中野 和朗	399-0703	長野県塩尻市広丘高出1313-1	事務局長 大和 丞次		090-4180-4799	
19 新川学びの森そば打ち愛好会	代表 藤森 芳憲	937-0012	富山県魚津市東尾崎3538-2			0765-31-7938	090-1392-2293
20 上市そば道場	代表 松田 裕	930-0316	富山県中新川郡上市町中小泉225			076-473-1368	
21 佐久間新そば祭り実行委員会	代表 大見 芳	431-3901	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間429-1 NPOがんばらまいか佐久間内	事務局 河村 秀昭	053-965-1100		
22 飛騨市そば振興組合	組合長 田中 公一	509-4201	岐阜県飛騨市古川町数河1885-1 そば処すごう内	事務局 宮沢 弘		090-1552-1278	
23 立山そば俱楽部	代表 越 隆典	930-3261	富山県中新川郡立山町野町357-49	事務局 林 智博		090-5996-1718	
24 黒部そば道楽	会長 能島 岩男	938-0004	富山県黒部市鶴沢522	事務局長 岡島 茂	0765-57-0644	090-2030-2428	
25 白山蕎麦俱楽部	会長 笹津 剛	920-2373	石川県白山市河合町ハ55-1			076-254-2503	090-2125-2247
26 飛騨高山手打ちそば	代表 佐野 浩一	506-1316	岐阜県高山市上宝町吉野3215			0578-86-2216	090-7020-3600
27 信州蕎麦の会	代表 山川 豊	390-0304	長野県松本市大村595-1			0263-46-4885	090-2226-5280

# 全麺協 会員名簿

2013/4/1 現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
28	木島平村名水火口そばの会	会長 宮澤 佑介	389-2302	長野県下高井郡木島平村住郷3613-10 (財)木島平村農業振興公社		0269-82-4410	
29	中日本メンズ(麺's)クラブ	会長 奥脇 郁夫	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行ビル 中日本新道駄焼 稲荷企画本部C席造チーム	永井 勝幸	052-222-3582	
30	和そば打ち道場	会長 猪口 八洲彦	470-3233	愛知県知多郡美浜町奥田字大庭40-1		0569-87-0330	090-2921-0663
31	多賀そば地域協議会	会長 尾谷 忠之	522-0341	滋賀県大上郡多賀町多賀230-1 多賀町商工会	木下 博幸	0749-48-1811	090-3036-0675
32	農業生産法人(株)かまくらや	代表取締役 田中 浩二	390-0852	長野県松本市島立454-1		0263-87-7101	090-3142-5773
33	福井そば打ち道場 味穂庵	会長 板津 明	918-8014	福井県福井市花堂中2-1-10	事務局長 板津 恵子	0776-34-0113	090-5665-0708
34	信州中野蕎麦文化普及会	会長 出澤 京子	383-0046	長野県中野市片塩1103		0269-22-7666	
35	いいだ二八会	代表 佐々木 隆彦	395-0822	長野県飯田市松尾寺所6918-3		0265-22-4999	090-4463-4739
36	三ツ峠そば打ち愛好会	代表 中村 常実	403-0022	山梨県南都留郡西桂町小沼226-3		0555-25-2836	090-1264-4227
37	のいち蕎麦俱楽部	会長 岡田 有人	921-8833	石川県野々市市藤平144-5		076-248-1761	090-4328-7454
38	蕎麦道場 大瀬庵	代表 大瀬 渡	390-1131	長野県松本市今井5964-7			090-4056-8835
39	そば工房 赤松塾	代表 赤松年加津	916-0024	福井県鯖江市長泉寺町8-5-1		0263-59-2133	090-1317-5710
40	九頭龍工房たんぽぽそば道場	代表 須藤 晴夫	933-0239	富山県射水市東明西町3-5	松下 宏司	0766-86-0715	090-5687-4064
41	NPO法人 越前そば連合	理事長 安久 義二	918-8203	福井県福井市上北野2-20-25	五十嵐 久隆	0776-54-2618	090-3291-7364
42	蕎香庵	会長 加納 伸二	910-2163	福井県福井市炳原町28-3-5	野田 晃三	0776-41-0971	090-7087-9809
43	金沢湯涌そばの会	会長 道下 昭夫	920-1154	石川県金沢市太陽が丘2-190		076-224-5892	090-7589-3741
44	信州長和蕎麦会	会長 龍野 後彦	386-0603	長野県小県郡長和町古町2908-1		0268-68-3016	090-1892-8576
45	そばくらぶ信濃二八会	代表 高橋 英俊	381-0082	長野県長野市上駒沢64-1		026-296-1476	090-2654-4870
46	信州蕎麦打ち研究会	会長 木曾 茂	385-0051	長野県佐久市中込2340-2	事務局長 高津 忠治	090-3555-5511	

西日本支部

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1 いなべ市	市長 日沖 靖	511-0293	三重県いなべ市員弁町笠田新田1111 いなべ市役所	市長 日沖 靖	0594-46-6060	090-1416-8429	

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1 現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1	永沢寺そば道場	代表 和田 良三	669-1502	兵庫県三田市永沢寺76	堀田 美佐	079-566-0053	
2	NPO法人 泉北そば打ち普及の会	理事長 平野 隆一郎	590-0074	大阪府堺市堺区北花田町3-2-13 繊利そば製粉内 京都府相楽郡精華町桜が丘4-10-11	脇家 武彦	072-298-4232	090-8168-8617
3	京阪奈蕎麦打俱楽部	代表 安永 孝	619-0232	大阪府河内長野市南箕ヶ丘1-21 麵坊蕎麦博麺工房内		0774-72-6051	090-8532-5060
4	七望流そば道場	代表 望月 輿博	586-0092	兵庫県宝塚市中山莊園1-7		0721-54-6558	
5	宝塚 事心会	代表 小林 朗子	665-0868	兵庫県宝塚市中山莊園1-7		0797-86-8803	090-3487-9388
6	神戸手打ちそばの会	会長 片野 光詞	669-1547	兵庫県三田市富士が丘3-8-12		079-559-4518	090-3704-9578
7	堺そば打ち教室	代表 井野 榮二	593-8322	大阪府堺市西区津久野2-26-12		072-271-0634	090-3829-9270
8	播州そばの学校	主宰 山下 義宣	679-2323	兵庫県神崎郡市川町甘地702		0790-26-2369	090-3721-0924
9	大阪狭山手打ちそば会	代表 大塚 順弘	589-0023	大阪府大阪狭山市大野台4-28-13		072-366-8170	090-7762-4323
10	永沢寺そば打ち愛好会	代表 藤井 正	675-2345	兵庫県加西市西剣坂町583		0790-46-1345	090-1029-8688
11	なにわ天下茶屋そば打ち俱楽部	代表 降旗 拓也	558-0041	大阪府大阪市住吉区南住吉4-12-24		06-6606-0780	090-8216-3037
12	広島備後そばの会	代表 横山 哲美	729-3602	広島県神石郡神石高原町永野3087		0847-86-0034	090-7127-6418
13	いなそば生粉打ち体験道場	代表 林 みつ子	666-0224	兵庫県川辺郡猪名川町万善字竹添70-1		072-767-8600	
14	宝塚そば打ち同好会	代表 福田 治臣	665-0025	兵庫県姫路市ゆずり葉台2-12-21		0797-73-8686	
15	ゆかるな麵々	代表 権代 直樹	671-0251	兵庫県宝塚市花田町上原田131-7		090-6064-3550	090-6064-3550
16	茨木蕎麦打ち俱楽部	会長 東森 史朗	567-0881	大阪府茨木市上中条2-7-18		072-627-2230	090-8882-7190
17	平尾台手打ちそば俱楽部	代表 丸山 一政	800-0232	福岡県北九州市小倉南区朽網東4-13-10		093-472-3626	090-7337-0100
18	いなべ市蕎麦打ち同好会「雅」	会長 清水 隆徳	511-0511	三重県いなべ市藤原町市場115	事務局 伊町 裕一	0594-46-6060	090-1416-8429
19	関西みやこ蕎遊会	会長 前田 幸彦	600-8873	京都府京都市下京区西七條東久保町55-2 コスモシティ梅小路公園マンション721			090-1916-0914
20	(株)豊稔企販	代表 光山 健二	673-0452	三木市別所町石野2-52		0794-83-6600	090-2102-4310
21	山口そば遊人会	代表 阿部 進	747-0056	山口県防府市古祖原20-15 三洋興産(株)内		0835-22-3344	090-3839-0519
22	下河内の里山を守る会	代表 橋本 三保	519-3413	三重県北牟婁郡紀北町弓本浦387	事務担当 浜田 美智子		090-2261-0177
23	よりまの国蕎道俱楽部	委員長 大野 和則	679-2414	兵庫県神崎郡神河町栗賀町528-1			090-4909-2414
24	岡山そばの会	会長 山本 健一	700-0026	岡山県岡山市北区奉還町4-19-1		086-254-7775	090-4897-2634

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1 現在

番号	正会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
25	そば塾すゞか	会長 杉本 信之	510-0205	三重県鈴鹿市稻生4-14-8	事務局 鈴木 重晴	059-368-3576	090-1489-7971
26	備中そばりえの会	会長 山本 剛	719-2402	岡山県高梁市中井町西方2486		0866-28-2826	090-4699-4301
27	備後蕎麦会	会長 茅田 雅博	720-0842	広島県福山市津之郷町加屋234-15		084-951-8091	080-2904-7485
28	みえきた手打ちそば同好会「蕎友会」	会長 坂口 正人	511-0431	三重県いなべ市北勢町別名582-1		0594-72-3105	090-1563-6141
29	広島そば打ち俱楽部	会長 前浜 静男	730-0852	広島県広島市中区猫屋町3-1-1404		082-292-5240	090-7776-3009
30	あかしそば愛好会	会長 汗 秀子	674-0072	兵庫県明石市魚住町長坂寺1179-3		078-947-5916	090-1148-7916
31	和泉蕎麦俱楽部	代表 高橋 昭二二	651-1145	兵庫県神戸市北区惣山町4-16-6	副代表 高妻 優作	078-594-6954	080-5363-6954
32	植田塾そば打ち俱楽部	代表 長谷川 勝	561-0801	大阪府豊中市曾根西町4-8-25 エルコート豊中曾根西町302		06-6841-1117	090-3038-9032
33	名塩そば打人	代表 芹野 智生	665-0845	兵庫県宝塚市栄町3-6-11-105	米原 進	0797-86-8920	080-2420-8823
34	きうち塾つちのこ会	代表 井上 孝博	578-0937	大阪府東大阪市花園本町1-8-2		072-964-1796	090-6324-1740
35	NPO法人フードラボ 蕎麦打ち部	代表 砂野 信	530-0016	大阪府大阪市北区中崎3-4-22 グレンパーク梅田北509		06-4802-4664	090-7760-6610
36	祇園蕎麦塾	代表 鳴戸 浩	615-0815	京都府京都市右京区西京極中沢町1-13 サンシティ2-804		075-325-5113	080-2444-6910
37	松阪そば打ち同好会	会長 浜口 幸男	515-0803	三重県松阪市町平尾町859-2		0598-51-9969	080-8259-4703
38	播磨蕎麦の会	会長 小林 美香	679-0103	兵庫県加西市別府町丙35-1		0790-47-1641	090-9059-8207
39	NPO法人備前三たて会	理事長 萩原 唯司	701-2503	岡山県赤磐市周匝1025-1	事務局 清水 紀子	086-954-0415	090-1014-0876
40	そば津うながしま福朗会	代表 潤田 朋子	514-0028	三重県津市東丸之内14-7 マンション光洋 C-11		090-2772-3741	
41	河内そば打ち会	会長 斎藤 晴美	586-0094	大阪府河内長野市小山田町1250-26		0721-56-6048	090-7557-1135
42	三重そば結の会	会長 松永 和義	511-0208	三重県いなべ市員弁町坂東新田94-11		0594-41-2550	080-1899-4190
43	関西蕎麦打ち研鑽会	会長 岩田 則夫	595-0024	大阪府泉大津市池浦町1-12-7-12	事務局長 田中 宏樹		090-3945-4411
44	西宮そば打ち同好会	会長 多田 寶子	659-0013	兵庫県芦屋市岩園町29-1		0797-20-0259	090-6962-5637
45	尾道そば道場	代表 篠原 美文	729-0141	広島県尾道市高須町甲4535		0848-47-4389	080-8243-0515
46	ニコニコそば打ち同好会	代表 中林 朋子	550-0025	大阪府大阪市西区九条南2-9-1-1105			090-1505-9182
47	山陽手打ち蕎麦の會	代表 土井 陽子	710-0132	岡山県倉敷市瀬戸町天城529-6	事務局長 横山 生長	086-428-8187	080-7041-9873
48	淡海そば打ち俱楽部	代表 大沼 健太郎	520-0033	滋賀県大津市大門通2-19		077-510-1552	090-7499-2684

# 全麺協 会員名簿

2018/4/1 現在

番号	正会員名	賛助会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
49	高木精麦打ち俱楽部		代表 大佛 喜富	618-0015	大阪府三島郡本町青葉2-5-14		075-961-1667	090-7551-9473
50	伊勢手打ちそばの会		代表 伊藤 道弘	516-0014	三重県伊勢市楠部町150-5		075-961-1667	090-7551-9473

番号	正会員名	賛助会員名	代表者氏名	郵便番号	連絡先住所	連絡先住所	送付先	電話番号	携帯番号
1	塩尻市		市長 小口 利幸	339-0736	長野県塩尻市大門一番町12-2 えんぱーく内	商工観光係	塩原 武	0263-52-0280	
2	佐賀県 北庄陽町	町長 箕野 博司	731-1795	佐賀県山県郡北庄町戸谷1088-1 北庄町役場農業支所 農業振興係	蓑崎 桂樹	050-5812-1124			
1	マサモト販売	代表 脇田 漢	078-8234	北海道虻川市豊岡4条5-7-19		0166-73-4183	090-9522-1061		
2	そば粉墨本舗	代表取締役 加藤 弘	074-0411	北海道雨竈郡幌加内町幌加内1299	㈱(ヨコヅナガイ)	0165-36-2511	080-6097-0432		
3	株式会社大熊商店	代表取締役 川田 晴一	003-0808	北海道札幌市白石区菊水八条3-11-23		011-821-2166	090-7653-8499		
4	山加製粉株式会社	代表取締役 藤沢 和恵	061-3241	北海道石狩市新港西1-771-3		0133-75-9811	090-6119-0798		
5	(有)中村豊藏商店	代表取締役 中村要一	965-0003	福島県会津若松市一箕町八幡字坂下甲1402		0242-22-1554	090-1064-5011		
6	(株)セキカワ	代表取締役 関川昌徳	959-1288	新潟県燕市3395-73		0256-42-5825	090-1662-6810		
7	アベ食粉株式会社	代表取締役社長 朝霧 弘二	963-8061	福島県郡山市富久山町福原字大師前6-9		024-939-6565	090-8253-3353		
8	株式会社やまびこ	代表取締役 大飼 博	190-0033	東京都立川市一瀬町4-63-5	取締役工場長 横越 恵司	012-560-8921	090-8773-8908		
9	株式会社國光社	代表取締役 鮎江 雄則	457-0064	愛知県名古屋市南区星崎1-132-1 営業部	安井 千明	052-822-2658	090-2347-9045		

# 一般社団法人 全麺協 直轄事業支援員編成及び運用要項

## (目的)

第1条 この要項は、一般社団法人全麺協本部(以下「本部」という)が、直接主催者となって行う「そば教室」、「そば会」「そば講演会」および「そば店出店」等を行う直轄事業(以下「直轄事業」という)の円滑な運用を図るため、その事業に対して自主的に参加して協力支援することを希望する者を募り、あらかじめ全麺協において直轄事業支援員(以下「支援員」という)として指定することとし、その指定並びに編成および運用に関して定めることを目的とする。

## (直轄事業支援員の指定)

第2条 全麺協理事長は、全麺協素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という)により段位に認定され、かつ、全麺協正会員団体に所属し全麺協に個人納入基準額を納入している者および正会員団体に所属していないが特別個人会員として全麺協に当該会費を納入している者で、直轄事業の業務遂行に自主的に協力支援することを希望する者の中から、適任と認める者を支援員として指定する。

(2) 支援員を務めることを希望する者は「直轄事業支援員申込書」(様式1)を全麺協本部事務局に提出する。

(3) 前項により申込書を受理した本部は活動状況、住居、職業、年齢等を総合的に勘案して、支援員として適任であると認められる者を、全麺協理事長に推薦するものとする。

(4) 全麺協理事長は直轄事業業務支援員として指定した者に対して、「全麺協直轄事業支援員指定書」(様式2)を交付するものとし、その任期は3年とする。

## (直轄事業支援員の運用)

第3条 本部は、前条により支援員として指定された者に対して、直轄事業ごとにその事業支援の可否を当該者本人に確認するものとする。

(2) 本部は、前項により参加できると回答した支援員のうち、事業内容、実施場所、実施日時、支援員の住所等を総合的に勘案して参加を要請するものとする。

## (直轄事業支援員の任務)

第4条 支援員は、本部が定めた当該事業実施計画に基づき、次の各号に掲げる作業等について遂行および支援するものとする。

1. 直轄事業で提供するそば打ちなどの調理作業
2. 直轄事業の会場設営および運営、道具の搬入などの準備・撤収作業
3. 直轄事業におけるそばに関する知識、技術の指導
4. その他直轄事業実施にあたって必要とされる業務

(直轄事業支援員の運用経費)

第5条 前2条により直轄事業に参加した支援員に支払う経費は、原則として無償とする。但し、事業内容、規模等によって収益があった場合には、交通費、宿泊費、日当等を支給することができるものとする。

(傷害保険の加入および支払い)

第6条 本部は直轄事業の実施に際し、必要に応じて支援員を対象とした傷害保険に入るものとする。

(2) 直轄事業の実施にあたって、事故などの発生で傷害保険によって保険金の支払いがあった場合は、傷害を被った支援員に該当する金額を支払うこととする。

(単位取得制度の運用)

第7条 直轄事業に参加した場合は、ZEN 麺ライセンス規約に定める単位取得点は加点を加味する措置をとることができるものとする。

加点措置は事業内容、事業規模、作業の難易性を見て本部が定めるものとする。

(所属団体・支部への通知)

第8条 本部は、支援員の指定手続、直轄事業への参加要請等に関して当該支部長および支援員の所属する全麺協正会員団体の代表者と連携を密にとるものとする。

(直轄事業支援員名簿の作成)

第9条 全麺協事務局は、第2条により支援員を指定したときは、その名簿を作成し保管するものとする。

(条項の追加)

第10条 直轄事業の実施にあたり、本要綱に追加条項が必要になった場合は、理事長の決定を得て追加ができるものとする。

ただし、条項を追加した場合はすみやかに理事会に報告するとともに、全麺協ホームページに掲載して周知を図るものとする。

付則

1 この要項は、平成27年3月10日から施行する。

1 この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 様式 1

## 全麺協直轄事業支援員申込書

ふりがな 氏名		生年月日 ( 年 齢 )	年 月 日 ( 年 歳 )	男 女
登録番号		認定段位		
住 所	〒	都道 府県		
電 話		携帯電話		
FAX		E-mail		
		スマートフォン アドレス		
所属団体				
最寄駅				
平素の 交通手段				
連絡事項				
連絡先	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2・4 麺業会館4F <b>一般社団法人 全麺協 本部事務局</b> 電話：03-3512-7112 FAX：03-3512-7113 メール：zenmen.honbu@gmail.ne.jp			

一般社団法人 全麺協

# 全麺協直轄事業支援員指定書

指定番号 30——000

○○県

全 麺 三 郎

あなたを、一般社団法人全麺協直轄事業の支援員として指  
定いたします。

(任期 平成33年3月31日まで)

平成30年4月1日

一般社団法人 全麺協

理事長 中 谷 信 一

一般社団法人 全麺協  
ZEN 麺ライセンス規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人全麺協(以下「全麺協」という)が主催、共催、後援する諸事業に参加する個人会員および特別個人会員に付与する ZEN 麺ライセンス単位の厳正公平な運用に関する事項を定めることを目的とする。

(単位付与対象事業)

第2条 単位を付与する対象事業は、別紙1「一般社団法人全麺協単位取得表に定める事業とし、その事業を実施または参加した者に同表の区分・事業による単位を付与するものとする。

2 前項の事業は、事前に全麺協本部に申請し承認を受けたものに限って単位を付与することができる。対象事業として承認を得ようとする場合は、別紙2により事前に全麺協本部に申請しなければならない。

3 単位付与に当たっては、別紙3の「単位取得表の解説」に沿って行うものとする。

(単位の付与者)

第3条 単位付与者は前条に定める事業の主催又は主管者の全麺協部会長、支部長、正会員団体代表者とする。

2 単位付与者は、開催日、事業名、主催者名、単位数を記載したラベルに押印して交付するか、個人が記載した単位取得手帳に押印するものとする。

(単位取得手帳)

第4条 ZEN麺ライセンス単位取得手帳は、本人の署名と顔写真が添付されたものに限り有効とする。

2 前2条により単位を授与された者は、累計単位を記載して保管するものとする。  
3 取得した単位は、当該本人に限り有効とする。

(SOBA MEISTER の認証)

第5条 全麺協は、単位取得者に対して、取得単位に応じて、SOBA MEISTER として認証する。

(四段位以上認定会の活動状況免除)

第6条 四段位認定会書類審査を受験する者は、指定された年度の単位取得手帳の写しを提出することによって活動状況審査を受けることができる。

2 五段位認定会一次審査を受験する者は、指定された年度の単位取得手帳の写しを提出することによって活動状況審査を受けることができる。

(その他)

第7条 ZEN 麵ライセンス規約(以下「規約」という)の運用に当たり、この規約に定めの無い事項、疑義ある事項については、全麺協理事会に諮り理事長が定める。

附則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規約施行時において旧規約で単位を取得している者は、その単位は継承する。
- 3 本規約第6条の活動状況審査は、旧規約による単位取得により全麺協で定める基準を超えている者は、平成27年度から適用する。基準に達していない者は、平成28年度から適用する。
- 4 この規約は、平成29年4月1日から改正施行する。

## 一般社団法人 全麺協 単位取得表

平成29年4月より適用

区分	事業	番号	従事内容等	単位	単位数		備考
					全麺協 主催 主催	他主催	
全麺協主催・共催	段位認定	1	素人そば打ち段位受験(初段～三段)	回	一	2	
		2	素人そば打ち段位受験(四段・五段)	回	3	一	
		3	段位認定会の審査員	日	4	3	日麺連高校選手権も含む
		4	段位認定会スタッフ従事(準備も含む)	日	2	2	日麺連高校選手権も含む
		5	四・五段位認定講習会修了	回	3	一	
		6	地方審査員任用講習会受講	回	3	一	
		7	地方審査員技術研修会受講	回	3	一	
研修	指導	8	そば大学・全国交流会等の受講	日	2	1	各種講習会・研修会を含む
		9	そば大学・全国交流会等の講師	回	5	3	各種講習会・研修会を含む
		10	そば大学・全国交流会等のスタッフ従事(準備も含む)	日	2	1	各種講習会・研修会を含む
		11	海外そば産地視察研修参加	回	10	3	
		12	国内そば産地視察研修参加	回	4	2	
事業	役員歴	13	全麺協認証道場でのそば打ち指導	日	一	3	
		14	指定指導員としてそば打ち指導	日	3	一	
		15	全麺協直轄事業支援	日	3	一	本部で指定する
他	役員歴	16	日本そば博覧会スタッフ従事(準備も含む)	日	一	2	
		17	日本そば博覧会への出店参加	日	一	2	
全麺協後援・協賛	事業	18	全麺協本部・正会員団体代表等として従事	期	10	5	
		19	支部役員・正会員団体役員として従事(全麺協会員)	期	5	2	
	指導	20	地域振興部が認めた事業への参加	期	5	2	本部と協議する
		21	正会員主催事業のスタッフ従事	日	一	2	級認定会等
		22	市民まつり、そばまつり等への出店参加	日	一	2	
		23	学校・福祉施設等でのそば打ち指導	日	一	2	高校生以上も含む
		24	そば打ち教室の講師	日	一	2	
		25	そば打ち指導のスタッフ従事	日	一	1	

平成 30 年 3 月 15 日  
段 位 認 定 事 業 部

## ZEN 麵ライセンス規約の適正な運用について

当初、ZEN 麵ライセンス制度は全麺協が主催する講座の受講、もしくは主催・協賛する事業又は全麺協が適切と認めた地域貢献事業等に参加することによって、そばの普及継承に寄与したと認められるときに単位取得得点を付与し、一定の得点を取得した場合に「SOBAMEISTER」として認証するというものでした。

この制度を平成 27 年 4 月 1 日から、素人そば打ち段位認定制度の四段位認定会書類審査、五段位認定会一次審査の活動状況の評価に組込み適用することに改正しました。このことによって、当制度の単位取得点の付与は厳正公平に運用することが求められることになりました。

そのため、平成 28 年 10 月 13 日に単位取得表によって各事業に対する得点を定めました。しかし、この取得得点表は当該事業に参加した個人に付与する得点を明示したものであって、当該事業に対して総得点を何点にするのかが明示されていませんでした。そのため、事業主催者が当該事業における参加者の意向や役割分担、社会的影響等を考慮しなくとも恣意的に参加者全員に単位取得表に定められている得点を付与することができる状態を招いています。

そのため、同様の事業でありながら主催者によって事業に従事する人員数に格差が見受けられ、著しく公平、公正性を欠く状況となっています。

さらに、一部の四段位、五段位認定希望者は、この得点を取得することに汲々とする余り、本来の本制度の趣旨を越脱した、やや過熱気味の様相を呈してきています。このため、今後は次の点に留意して、本制度を運用することとしたいのでご了解願います。

### 記

1. 単位取得得点は、全麺協正会員に所属して全麺協に納入基準額 2,000 円を納付している個人会員、および、全麺協正会員団体に所属していないなくとも全麺協に特別個人会員として、納入基準額 5,000 円を納付している者に限って付与するものとする。
2. 単位得点付与者は、ZEN 麵ライセンス規約(以下「ライセンス規約」という)第 3 条の規定を順守すること。特に、ライセンス規約第 2 条第 2 号の規定による単位取得付与対象事業として全麺協本部に申請するときは、当該事業の内容や単位取得付与予定人員等について報告し、全麺協本部と緊密な協議を行うものとする。
3. 単位得点付与者は、そばを通じての地域振興、社会貢献等に尽力した者に対して得点を付与するという、真にこの制度が目指している趣旨を良く理解し運用するものとする。

# 一般社団法人全麺協 本部・支部事務局住所

## 一般社団法人 全麺協

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-4 麺業会館4階

TEL 03-3512-7112 FAX 03-3512-7113

E-mail zenmen.honbu@gmail.com

ホームページ <http://www.zenmenkyo.com>

事務局長 藤間英雄 事務局次長 篠啓

事務局員 横田節子 吉本詩朗 遠藤信子 太田礼子 土屋博一

## 北海道支部

〒073-0101 砂川市空知太東1条7丁目1-26

TEL 0125-53-3457 FAX 0125-53-2588

E-mail zenmen.hokkaido@gmail.com

事務局長 丸山勝孝

## 東日本支部

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町4-261-5

TEL 048-644-4466 FAX 048-885-7757

E-mail zenmen.higashi@gmail.com

事務局長 野島靖夫

## 中日本支部

〒391-0011 長野県茅野市玉川9786-2

TEL 0266-79-5385 FAX なし

E-mail zenmen.naka@gmail.com

事務局長 田多井俊夫

## 西日本支部

〒561-0801

大阪府豊中市曾根西町4-8-25 エルコート豊中曾根西町302号

TEL・FAX 06-6841-1117

E-mail zenmen.nishi@gmail.com

事務局長 長谷川勝



一般社団法人 全麺協

【本部事務局】 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2丁目4番地 麵業会館4階

Tel 03-3512-7112

Eメール zenmen.honbu@gmail.com